

平成 30 年度
自 己 点 検 評 価 書

平成 31 (2019) 年 3 月
植草学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念, 使命・目的, 大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学生	1 5
基準 3 教育課程	3 7
基準 4 教員・職員	5 1
基準 5 経営・管理と財務	5 7
基準 6 内部質保証	6 5
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	6 9
基準 A 地域社会との連携及び地域社会への貢献	6 9
V. 特記事項	7 4
VI. 法令等遵守状況一覧	7 5
VII. エビデンス集一覧	8 6
エビデンス集 (データ編) 一覧	8 6
エビデンス集 (資料編) 一覧	8 6

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 植草学園建学の精神

植草学園は、明治37年の千葉和洋裁縫女学校設立以来、115年に及ぶ歴史を持つ。その歴史の中で培ってきた建学の精神は、次のとおりである。

「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かなたくましい人間の形成を目指すとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する。」

2. 大学の基本理念

(1) 徳育を教育の根幹とする

教育基本法第二条教育の目標は、その第一項で「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」として、知育、徳育、体育を述べている。

本学は、この三つのうち徳育、すなわち豊かな情操と道徳心を培うことを根幹に据えて教育活動を進めている。徳育による、平和を愛し、人間を愛する情操や道徳心が基盤にあつてこそ、知育や体育は実を結び、知識や技術を人類にとって有意義なものとし、健康で安全で平和な世界を築くことができる。

また、教育基本法第七条では、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」としている。本学は、社会の発展に有用な教育・保育・保健医療に関する研究を進めると共に、その研究成果を基盤とする教育を通して、教育・保育・保健医療領域の人材を育成する。本学学生には、本学における学びを通して、高い道徳心、倫理観に根ざし、修得した知識や技能を自らの人生、自らの職業に生かし、豊かな文化を進展させる社会人となること、そして個性豊かな人格を備えた人間として自立することを期している。

(2) 共生社会の実現を目指す

多様な社会・文化・価値観がダイナミックに接触する現代のグローバルな世界において、その多様性を認め、相互に尊重し、共に生きる世界の構築は大きな課題である。また、福祉思想や社会観の進歩に伴い、障害などのある人もない人も、地域でともに生きることを当たり前のこととする思潮が広まりつつある。

様々な背景や個性を持つ人々誰をも包みこみ、一人一人が平和で安心して生きることができる社会、幸福感を持って生きることができる社会、すなわち、共生社会（多様な人々を包み込むインクルーシブ社会）の実現は、人類の悲願である。共生社会は、幼い子どもも高齢の人も、生活や学習上の障害や困難性のある人も、ない人も、主体的・自律的に生きることのできる社会である。本学は、そのような共生社会の実現を目指し、学則で「共生社会の実現に寄与する人材を養成する」と謳っている。本学学生には、共生社会実現のため、道徳観・倫理観を確立し、他者を思いやり、助け合う心と、現実を改善するための行動力を身につけることを期している。

3. 大学の使命・目的

様々な背景や個性を持つ人々にとって、障害や困難性の有無にかかわらず、主体的・自律的に生きることは、権利である。この権利の実現には、教育、福祉、保健医療の各分野からの支援が必要不可欠である。本学は、学園建学の精神である徳育を教育の基本とし、共生社会の実現を目指す、という基本理念の下、学則第1条でその使命・目的を次のように定めている。「徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国の文化の発展及び共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成することを目的としている。」

すなわち、広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究することを目的とし、発達教育学部と保健医療学部を設置し、各学部において、共生社会実現のための基礎的・応用的研究を進めると共に、教育・保育、医療の分野において社会のニーズに応え、共生社会の実現に寄与する、高い専門性を持つ有為な人材の育成を使命とする。こうした、使命・目的を本学では「インクルーシブを学び実践する学園」と表現している。

本学は、幅広い教養と確かな人間観と共生社会を実現しようとする実践力を備えた人材の養成を期す。各学部においては、それぞれの専門性に基つき以下のような人材養成を行う。

発達教育学部・発達支援教育学科においては、障害や困難性のある子どもにも、ない子どもにも、一人一人に的確に対応できるインクルーシブ教育・保育の研究を進めるとともに、こうした教育・保育に対応できる小学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、保育士を養成する。

保健医療学部・理学療法学科においては、身体健康領域におけるインクルーシブを支える基礎的・応用的研究を行うとともに、障害児・者、高齢者等の運動障害に的確に対応できる理学療法士を養成する。

4. 大学の個性・特色

本学は、これからの社会において、子どもの教育・保育の充実および高齢者の保健医療・福祉の向上が、極めて重要な役割を持つこととなることに鑑み、これらの分野に寄与することを目指して発達教育学部と保健医療学部の2学部を設置している。2つの学部は、ともに共生社会の実現に寄与しようという共通の目標を持ち、同じキャンパス内で教育研究活動を展開している。

発達教育学部における特色は、第一に、学部名称に反映されているように、発達と教育を総合的に捉え、学校教育・乳幼児保育に求められる諸課題に対応した教育研究を推進することである。第二に、生活や学習上に困難性を持つ子どもの増加傾向に対応できる発達支援を担える人材を養成することをねらいとし、特別支援に関する教育研究を充実させていることである。

保健医療学部における特色は、第一に、理学療法に関する専門学科として、先進的な研究を推進するとともに、この分野で指導的な高度の知識と技能を持った人材を養成することである。第二に、基本的、応用的な研究の成果を臨床の場で活用できる技

術的開発を行い、地域の医療機関との連携を深め、地域医療の充実に寄与することである。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治 37 年 11 月	植草学園の源流である「千葉和洋裁縫女学校」を千葉県千葉町（現千葉市中央区院内）に設立
昭和 21 年 9 月	千葉市弁天町（現千葉市中央区弁天）に移転
昭和 23 年 6 月	「千葉和洋裁縫女学校」を「植草文化服装学院」に改称
昭和 23 年 10 月	植草文化服装学院の組織を財団法人とする。
昭和 25 年 10 月	植草文化服装学院が「高等学校家庭科教員免許指定校」に指定される。
昭和 26 年 1 月	財団法人を「学校法人植草学園」に組織変更
昭和 34 年 4 月	「植草家政専門学院」を設立
昭和 47 年 4 月	「植草幼児教育専門学院」及び「植草学園幼稚園」を設立
昭和 47 年 10 月	「植草学園幼稚園」を「植草幼児教育専門学院附属幼稚園」に改称
昭和 51 年 4 月	学校教育法の改正により、専修学校制度が発足し、校名を改称 「植草文化服装学院」は「植草文化服装専門学校」となる。 「植草家政専門学院」は「植草家政高等専修学校」となる。 「植草幼児教育専門学院」は「植草幼児教育専門学校」となる。 「植草幼児教育専門学院附属幼稚園」は「植草幼児教育専門学校附属幼稚園」となる。
昭和 52 年 4 月	「植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園」を千葉市高洲（現千葉市美浜区高洲）に設立
昭和 54 年 4 月	「文化女子高等学校」を設立
昭和 57 年 3 月	「植草家政高等専修学校」を廃止
昭和 60 年 4 月	「文化女子高等学校」を「植草学園文化女子高等学校」に改称
平成 9 年 3 月	「植草文化服装専門学校」を廃止
平成 11 年 4 月	「植草学園短期大学」を設置（千葉市若葉区小倉町） 福祉学科（地域介護福祉専攻，児童障害福祉専攻）を設置
平成 13 年 4 月	植草学園短期大学に専攻科児童障害福祉専攻を設置
平成 15 年 4 月	植草学園短期大学専攻科の「児童障害福祉専攻」を「特別支援教育専攻」に改称
平成 20 年 3 月	植草幼児教育専門学校を廃止
平成 20 年 4 月	「植草学園大学」を設置（千葉市若葉区小倉町） 発達教育学部発達支援教育学科，保健医療学部理学療法学科を設置 「植草幼児教育専門学校附属幼稚園」を「植草学園大学附属弁天幼稚園」に改称 「植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園」を「植草学園大学附属美

植草学園大学

- 浜幼稚園」に改称
- 平成 21 年 1 月 植草学園大学図書館（大学・短期大学共用）を開設
- 平成 21 年 4 月 植草学園短期大学に専攻科介護福祉専攻を設置
「植草学園文化女子高等学校」を「植草学園大学附属高等学校」
に改称
「植草弁天保育園」を設置（千葉市中央区弁天）
- 平成 21 年 10 月 植草学園大学相談支援センターを開設
- 平成 26 年 4 月 植草学園大学・植草学園短期大学特別支援教育研究センター
を開設
- 平成 27 年 4 月 植草学園大学相談支援センターを改組し、植草学園大学・植
草学園短期大学子育て支援・教育実践センターを開設
- 平成 28 年 4 月 植草学園大学附属弁天幼稚園と植草弁天保育園を幼保連携型
認定こども園 植草学園大学附属弁天こども園に移行
千葉県生涯大学の指定管理者として運営を開始
- 平成 29 年 4 月 収益事業「独立行政法人国立病院機構千葉医療センター院内保育
所（運營業務委託）」開始
- 平成 30 年 4 月 「植草学園千葉駅保育園」を設置

2. 本学の現況

- ・ 大学名 植草学園大学
- ・ 所在地 千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3
- ・ 学部構成

学 部	学 科
発達教育学部	発達支援教育学科
保健医療学部	理学療法学科

- ・ 学生数，教員数，職員数

学部・学科の定員（入学・収容）及び入学者・在学者数 （各年度 5 月 1 日現在）

学部・学科等の名称		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	備 考	
発達教育学部	学科 発達支援教育	入学定員	140	140	140	140		
		入学者数	131	133	139	132	148	
		収容定員	560	560	560	560	560	
		在学者数	547	548	560	520	535	
保健医療学部	学科 理学療法	入学定員	40	40	40	40		
		入学者数	45	46	27	51	44	
		収容定員	160	160	160	160	160	

植草学園大学

		在学者数	194	176	160	164	161	
合 計		入学定員	180	180	180	180	180	
		入学者数	176	179	166	183	192	
		収容定員	720	720	720	720	720	
		在学者数	741	724	720	684	696	

・教員数

(平成30年5月1日現在)

学部・学科等	専任教員数					助手	備考
	教授	准教授	講師	助教	計		
発達教育学部・発達支援教育学科	11	9	2	1	23	1	
設置基準数(別表第一)	5	5			10		
保健医療学部・理学療法学科	6	2	3	1	12	1	
設置基準数(別表第一)	6	6			12		
大学全体設置基準数(別表第二)	6	5			11		
計	17	11	5	2	35	2	
設置基準数	17	16			33		

・職員数

(平成30年5月1日現在)

	正職員		嘱託		パート(アルバイトを含む)		派遣		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	20	18	2	10	6	18	0	2	28	48
合計	38		12		24		2		76	
%	50.0		15.8		31.6		2.6		100.0	

注 職員数は学校基本調査では、大学担当職員及び短大担当職員と区分して表示しているが、本資料では法人本部及び大学、短大の担当職員の合計者数を表示している。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づいて学則第 1 条に明確に示してある。また、設置している両学部（発達教育学部と保健医療学部）の教育目的は、それぞれの学部規程第 2 条に明確に、簡潔な文章として定めてある。

（【資料 1-1-1】平成 30 年度植草学園大学履修要項 P. 91, P. 99, P. 105）

「植草学園大学の使命・目的等」

植草学園大学（以下「本学」という。）は、我が国の伝統と文化に基づく徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国の文化の発展及び共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成することを目的としている。

（【資料 1-1-2】植草学園大学学則第 1 条）

学則第 1 条の「広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し」と述べている部分が、教育に関する目的を表し、「我が国の文化の進展及び共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成」と述べている部分が、社会に対する使命を表している。

また、学部の教育目的は、学則に基づきながら、これを一層具体化し明確にしたものである。

1-1-② 簡潔な文章化

両学部とも、当該学部の専門領域を生かし、養成する人材像に配慮して、学部規程に次のように簡潔な文章で明確化してある。

「発達教育学部の教育目的」

本学部は、幼児及び児童等の保育と教育に関し、専門的な知見と能力を備え、特に生活上学習上の障害や困難性に関する理解と対応能力又は知的障害等発達障害、肢体不自由及び病弱に関する専門的な知見と支援能力を備え、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭等として、保育及び教育の向上に寄与する人材を養成するとともに、幼児及び児童等の成長と発達並びに障害や学習上生活上の困難性等に関する研究及びそれらの関連領域に関する研究を推進することを目的とする。

（【資料 1-1-3】発達教育学部規程第 2 条）

「保健医療学部の教育目的」

本学部は、人間性の尊重を基本に、保健医療福祉の科学的知識と技術を追求し、より豊かな社会の創造的担い手となる医療専門職を育成するとともに、医療に関する学術研究を推進し、医療技術の進歩に寄与することを目的とする。

（【資料 1-1-4】保健医療学部規程第 2 条）

以上の状況から、使命・目的及び教育目的については、明確性が確保され、簡潔な文章化ができてしていると判断している。

1-1-③ 個性・特色の明示

発達教育学部の使命・目的は、子どもの成長・発達と子どもの教育とを総合的に把握し、少子社会における子どもの教育及び保育の分野において有為な人材を養成しようとするものである。特に、種々の困難性や障害を持つ子どもが増加傾向にあり、特別な配慮と支援の必要性が高まっている。このような状況に適切に対応できる人材を養成することが本学部の個性であり特色である。この特色は、大学の社会的使命という観点からも適切である。また、この特色は、学部規程に具体的に明示してある。

保健医療学部の使命・目的は、理学療法の教育研究を通して、人間性に優れた理学療法士を養成し、高齢社会に貢献しようとするものである。千葉地域を中心とした理学療法の普及・高度化に寄与しようとするもので、大学の使命として適切である。また、人間性に優れた医療職を養成するという特色は、学部規程に明示してある。

1-1-④ 変化への対応

大学が社会に対する使命を持ち、目的を持った教育研究活動をしている以上、社会における必要性の変化に応じて使命・目的を再検証し、改善するという姿勢を常時、保持していることが必要である。また、大学は、教育研究機関として将来を予測し、よりよい社会の実現を目指して一歩先を行く施策の基盤形成にも寄与しようとする気概を持つべきである。この原則に基づいて、開学以来、6年ごとに将来構想や中期計画を立案している。平成 30 年度からは、これまでの計画を見直し、今後 6 年間の「中期目標・中期計画（UGPlan2018-2023）」を策定した。この取り組みを検証する PDCA サイクルを確立するため、年度末に各部署より事業報告書が提出されている。

中長期的な方針と計画を立てる組織として、常務会の下に植草学園将来構想等検討会議が設置されており、学園全体の将来構想及び中期計画を審議する。大学では将来構想検討委員会において大学の将来構想を検討している。これらの会議は、年 1～2 回開催している。また、これらの会議開催の前に大学運営協議会や大学・短期大学運営会議において、将来構想について意見交換を行い、将来進むべき方向に関する認識を共有するようにしている。

（【資料 1-1-5】学校法人植草学園中期計画（UGPlan2018-2023））

（【資料 1-1-6】平成 30 年度（2018 年度）植草学園事業報告書）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 20 年に開学した。開学に当たって、我が国のこれからの社会を予測し

て、本学が果たすべき使命・目的等を設定しており、その必要性・重要性は一層高まっている。当面、使命・目的について改善の必要があるとは考えていない。しかしながら、社会における必要性の変化に応じて将来構想や中期計画を見直し、PDCA サイクルを確立することによって、一層教育面においても研究面においても、また施設・設備の面においても強化充実させていくべきである。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

大学設置を構想し、設置準備を進める段階から理事長、学長、事務局長等が綿密に社会情勢を分析し、建学の理念が社会に浸透することを目指して、議論を重ね、大学の基本的な方針を定めたもので、理事会、評議員会においてもその方針が審議され、支持された。

大学開設後も、毎年度当初に全教職員に対して、理事長或いは学長が説明し、使命・目的等の一層の浸透を図っている。また、年度ごとに年度計画を定めている。その中で本学の使命・目的の実現に向けて教育研究活動を展開しており、役員及び教職員の理解と支持の元で計画を進めている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的は、学内に対しては教授会及びFD研修会において採りあげて説明し、周知を図っている。教職員は、その意を体して業務に当たっており、支持されている。学外に対しては、冊子『大学案内』、インターネットを利用したホームページ、教育情報の公表（ホームページに掲載）、大学ポートレート、学校説明会、オープンキャンパス、公開講座、実習校・実習施設との連絡調整会議など、さまざまな機会を捉えて周知を図っている。

オープンキャンパスにおける高校生の声や高等学校教員の声から、本学が福祉、幼児教育、特別支援教育、保健医療福祉に特徴があるという認識が浸透しつつあることが感じられる。

また、両学部の卒業者は、それぞれの専門性を生かした学校、幼稚園、保育所、医療機関等へ就職しており、専門職への就職率が高い（発達教育学部 82.3%、保健医療学部 100%。本誌 26 ページ参照）状態が継続されており、教育目的が有効に機能している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

学園将来構想等検討会議及び大学将来構想検討委員会において、中期・長期的な計画を検討している。その議論は、建学の精神とともに本学の使命・目的に照らして検討されており、計画の中に反映されている。

中期計画への使命・目的及び教育目的の反映状況については、次のような関係として整理できる。

使命・目的	中期計画
<p>植草学園大学学則第1条</p> <p>植草学園大学は、我が国の伝統と文化に基づく<u>徳育</u>を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、<u>広く知識を授け</u>、人格の陶冶を図るとともに、<u>深く専門の学芸を教授研究</u>し、もって我が国の社会の発展及び文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。</p>	<p>学校法人植草学園中期計画 (UGPlan2018-2023) (抜粋)</p> <p>1 教育の質の向上に向けた教育体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インクルーシブ教育の理念に基づく教育体制を構築し、共生社会の実現に寄与する。 ・ 新入生の大学教育への適応を支援し、学修意欲の持続向上に努める。 ・ カリキュラム・ポリシーに基づく教育活動を通して、学生の汎用的能力及び専門的能力を高める。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

建学の精神に則り、本学の使命・目的及び教育目的に基づき学部ごとに三つのポリシーを策定している。現在のポリシーは「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に基づいて、これまでのポリシーについて再検討を行い、29年度に策定し、周知している。特にカリキュラム・ポリシーについては、本年度に策定した中期目標・中期計画に反映されている。各教員は、各自のシラバスを作成するうえで、担当科目がポリシーのどの部分に相当するかを記述している。

平成29年度の改訂の主なねらいは、3つのポリシーの整合性を取ることを主眼とした。両学部とも資格や免許を取得させるに当たって、職業現場の体験を強化し、社会人、職業人としての意識の向上を図ることにあつた。学外における実習や職場体験によって、職業に関する学生の意識が大きく変わることが多い。このことを生かして、早期から職場体験をできるようにカリキュラム中に進路に関わるボランティア体験を単位認定できる科目を置いたり、現職者を招いた授業を展開したりできるようにした。また、キャリアとしての資質や能力を養う科目を開設した。このことは、学生の勉学意欲の向上につながると考えてのことである。現行のカリキュラム・ポリシーは、このようなディプロマ・ポリシーの改訂を受けて明文化したものである。また、このような考えから作られているカリキュラム・ポリシーは、本学の使命・目的を具現化する

るものである。

なお、発達教育学部、保健医療学部の両学部において、それぞれ三つのポリシーを策定し、学部学科の特色に基づいて具体化している。学部の教育目的は、それぞれのポリシーに反映されているが、「徳育・教育」「障害支援」に関するポリシーは、両学部の共通事項としている。学部の3つのポリシー及びシラバスは、大学ホームページにて公開し周知している。

（【資料 1-2-1】発達教育学部発達支援教育学科：三つのポリシー）

（【資料 1-2-2】保健医療学部理学療法学科：三つのポリシー）

（【資料 1-2-3】「卒業認定・学位授与の方針」，「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン）

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

《学部，学科の構成》

本学の使命・目的等に基づいて、二つの学部と二つの学科を置いている。

発達教育学部においては、学部規程に定めている教育目的を実現するため、発達支援教育学科を置いている。発達支援教育学科においては、小学校教諭一種免許状，特別支援学校一種免許状，幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格を取得出来るようにして、それぞれの人材養成において学部の使命・目的等との整合性を確保している。

保健医療学部においては、学部規程に定めている教育目的を実現するため、理学療法学科を置いている。理学療法学科においては、理学療法士国家試験受験資格を取得することができる。

上記のように、学部学科の構成は、本学の使命・目的に沿って組織されている。その教育研究を推進する組織は、以下のように構成しており、本学の使命・目的等との整合性が保たれている。教育内容，教育課程，学生数，授業の受講者数等の観点からも、使命・目的に照らして整合性を保証できる規模で遂行している。

《教育研究組織の概要》

・管理組織		
理事長	理事会 (理事)	
	監事	
	評議員会 (評議員)	
	常務会	
	将来構想等検討会議	
	危機管理委員会	
学長—副学長	発達教育学部長—発達支援教育学科主任—	小学校教育課程主任 特別支援教育課程主任 幼児・保育課程主任
	保健医療学部長—理学療法学科主任	
・学生指導体制		
発達教育学部	クラス担任教員 (第1学年～第2学年, 3クラス各2名)	
保健医療学部	クラス担任教員 (第1学年～第4学年, 1クラス各2名)	
・学長を長とする委員会等		
(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
運営協議会	全般にわたる方針の協議	総務課
大学人事委員会	採用及び昇任人事	総務課
大学将来構想検討委員会	将来構想	企画・情報管理室
・副学長を長とする委員会		
(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
自己点検評価委員会	自己点検評価	企画・情報管理室
FD委員会	授業改善	企画・情報管理室
・全学委員会		
(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
教務委員会	教育課程, 単位認定, 転学, 退学等	教務課
学生委員会	学生の課外活動, 厚生, 奨学金等	学生課
ハラスメント防止委員会	ハラスメント防止	総務課
入試委員会	入学試験全般	入試・広報課
└ 出題採点部会	出題, 採点	入試・広報課
研究委員会	研究活動, 研究紀要	総務課
研究倫理委員会	研究倫理審査	総務課
国際交流委員会	国際交流	教務課
遺伝子組換え実験安全委員会	安全確保	総務課
動物実験委員会	安全確保, 安全管理	総務課
同窓会協力委員会	運営協力, 活動支援等	キャリア支援課

・教授会

発達教育学部教授会－教員会議（学科会議）－課程会議

保健医療学部教授会－教員会議（学科会議）

・学部に置く委員会

* 全学委員会の委員は、学部の同一委員会の委員を兼務する。

* 学外実習及びキャリア支援関係の委員会は、次のようにそれぞれの学部に置いている。

(委員会等の名称)		(担当事務局)	
発達教育学部	合同実習委員会	実習支援室	
	小学校実習委員会	実習支援室	
	特別支援教育実習委員会	実習支援室	
	幼稚園実習委員会	実習支援室	
	保育実習委員会	実習支援室	
	介護等体験実習委員会	実習支援室	
	教職実践演習運営委員会	実習支援室	
	キャリア支援委員会	キャリア支援課	
	保健医療学部	実習委員会	実習支援室
		実習運営委員会	実習支援室
キャリア支援委員会		キャリア支援課	

・学園全体及び大学と短期大学が合同で置く委員会等

(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
大学・短期大学運営会議	運営に係る重要事項の連絡調整	総務課
図書館運営委員会	運営方針,購入図書を選定等	学術情報室
入試広報戦略委員会	学生募集,広報,入学試験	入試・広報課
健康管理委員会	学生の健康管理,感染症の予防・対策等	学生課
教育職員免許状更新講習運営委員会	企画立案,実施,修了認定	教務課
教育職員免許法認定講習運営委員会	企画立案,実施,修了認定	企画・情報管理室
子育て支援・教育実践センター運営委員会	事業計画,評価及び運営等	教務課
附属高校連絡協議会	大学,短大及び高校間の連携等	弁天事務部
附属幼稚園運営委員会	運営,点検評価,実習生の受入れ等	実習支援室
保育園運営委員会	運営,点検評価,実習生の受入れ等	総務課
後援会協力委員会	運営協力,活動支援等	総務課
地震対応室	地震等緊急時の対応	総務課
環境委員会	環境保護・改善	財務課
情報委員会	情報環境	企画・情報管理室
公開講座委員会	公開講座	教務課
障害のある学生支援会議	障害のある学生の支援	学生課

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

将来構想を検討する機会及び中期計画を策定する機会に使命・目的等についても検討している。また、日常的に教職員の間で使命や目的等について、誰でも気兼ねなく発言したり議論したりできる学内空気の風通しを良くしておくとともに、各種委員会等における発言を採り挙げるができる組織とする。

また、「中期目標・中期計画」は、毎年度、計画の進捗状況を勘案し、社会の変化に応じるよう具体的な記述について確保し、その結果を次年度計画に反映させ、全教職員に周知し、全教職員が共通認識を持って、授業や業務を遂行する。

使命・目的等と整合性を持つように三つのポリシーを制定した。両学部とも、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係を明白にするため、「徳育・教養」「障害支援」等の目標項目を明示している。例えば、発達教育学部のディプロマ・ポリシー1では「[徳育・教育] 豊かな人間性に基づく道徳心・倫理観を有し、幅広い教養を有すること」であるが、これを達成するためのカリキュラム・ポリシー1では「[徳育・教養] 豊かな人間性に基づく道徳心と高い倫理観をもつ人材を育成することについては、全ての授業科目において留意して教育に当たるとともに、特に「人間と道徳」の授業において建学の精神を含めて学修する。又、教養科目を通じて幅広い教養を身に付ける」と対応関係を明らかにしている。

中期目標・中期計画及びポリシーに関しては、社会のニーズに対応して、PDCA サイクルの中で策定していく。使命・目的等と教育研究組織とは整合性がとれており、当面、改善する必要性がないが、将来的には、使命・目的等の調整或いは教育上の効率化に合わせて、組織を改善し、整合性を向上させるという認識を持ち続け、遅滞なく改善・向上策を立てることとする。

（【資料 1-2-4】学校法人植草学園中期計画（UGPlan2018-2023））

[基準 1 の自己評価]

使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づいて学則第 1 条に明確に示してある。その内容は、学生に配布する履修要項やホームページを用いて公開している。これらに基づいた 3 つのポリシーも履修要項やホームページに公開しており、当該年度の目標・計画に対しての実施報告及び今後の課題をホームページ上の事業報告書中に公開している。個性・特色については各学部規定に明確に文章化されており、履修要項に公開している。

社会情勢の変化に対応するために、中期目標・中期計画を平成 30 年度に見直し、新たな中期目標・中期計画を設定した。以上のことから、1-1 設定及び 1-2 反映のいずれも基準を満たしており、総合的に見て、基準 1 を満たしていると判断できる。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは建学の精神に基づいて策定され、大学ホームページの「入試情報」とともに「入学試験要項」の最初のページに掲載して周知を図っている。また、オープンキャンパスの際に「入試説明」の時間を設け、アドミッション・ポリシーについての説明をし、さらに、配布資料にもアドミッション・ポリシーを熟読するようにとの記述をして、周知するよう努めている。

（【資料 2-1-1】 入学試験要項 アドミッション・ポリシー）

（【資料 2-1-2】 オープンキャンパス配付資料）

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では入学試験の際に面接を実施し、アドミッション・ポリシーについての理解度を確認することにより、その結果を合否判定に活用している。発達教育学部では、AO 入試の面接に先立ち、面接資料としてアドミッション・ポリシーに関連した質問項目に自身の考えを記述する課題がある。また面接では、本学のアドミッション・ポリシーに関する文章を音読させ、その要点を口頭でまとめる課題があり、その結果を 5 段階評価で検証して入学者受け入れに反映している。一方、保健医療学部では面接の際に、本学のアドミッション・ポリシーについての質問項目を設け、その受け答えを 5 段階評価で検証し、入学者受け入れの判定基準の一部にしている。

（【資料 2-1-3】 発達教育学部 面接資料（音読））

（【資料 2-1-4】 発達教育学部 面接資料（記述））

（【資料 2-1-5】 保健医療学部 面接資料（質問項目））

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

平成 30 年度入試の結果は、発達教育学部と保健医療学部の両学部で入学定員（発達教育学部 140 名、保健医療学部 40 名）をともに充足しているため（発達教育学部 147 名、保健医療学部 44 名）、基準項目 2-1 を満たしていると考えられる。過去 5 年間に振り返っても、平成 30 年度入試結果の定員充足は、本学のアドミッション・ポリシーが受験生及び保護者に浸透してきている結果であると評価できる。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、さらに本学のアドミッション・ポリシーを社会に広め、その成果を還元する方策として、社会人・保護者・生徒・児童・幼児を対象とした公開講座や活動の実施とともに、産学・高大の連携、出張授業や出張活動によって、本学の存在を周知したい。また、積極的に情報発信をすることにより、本学への理解を深める一助とすることで、魅力のある大学として認識されるような方策を打ち出していきたいと考える。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

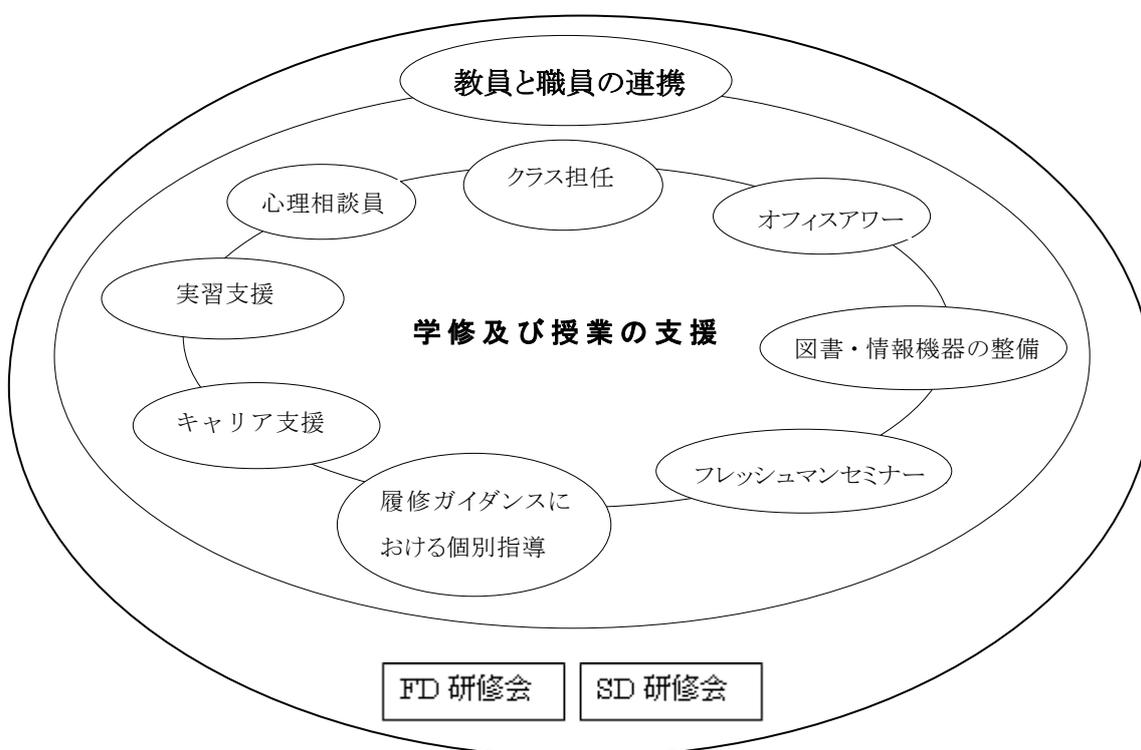
(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備については、下図に示すような全学共通のシステムで対応している。



学生の学修に関しては、両学部とも学部教務委員会を中心とする委員会活動において、教務委員会に教務課職員も参加するなど、つねに教員と職員による協働体制が生まれ、意見を出し合いながら、学生への学修及び授業支援に関する方針・計画を検討し実施する体制を整えている。

教員の授業力向上（FD）と職員の職能向上（SD）に関しては、FD 研修会およびSD 研修会において、大学教育に関する新動向の把握と本学の対応方策の共通理解を目的とした研修を行い、基本的に教員及び職員全員が参加して開催することとしている。それは、教員と職員との協働の実を得ることをねらいとしてのことである。

【資料 2-2-1】FD 研修会実施状況

個々の学生における学修状況、資格取得状況、卒業単位取得状況について教員と職員が情報交換を行いながら、本人の希望に添うように支援を行っている。

学生の生活、健康、課外活動、心理相談、ハラスメントなどに関しては、学生委員会、健康管理委員会、学生課職員及びうるおい相談員（ハラスメント相談員）が情報を共有して対応している。

「学生による授業改善のための実態調査」に記述された学生の意見については、担当教員が対応について説明し、学修支援に役立てている。また、学生の意見には教務課や学生課が対応すべき内容も含まれるため、教員と職員とが協働して対応策を立てている。

発達教育学部においては、1月に教職課程再課程の認定を受けた。幼稚園教諭一種免許課程においては移行措置の適用を受け、令和4年までに5領域に移行するための準備を進めている。保健医療学部においては、令和2年度から施行される新指定規則に対応するカリキュラムを作成する必要がある。これらのカリキュラム再編実施に向けても、各学部教務委員会、企画・情報管理室及び教務課等における教職員が協働で取り組むことにより、カリキュラム整備は順調に進められている。

〔発達教育学部〕

学生の希望取得免許・資格に必要な、また個々の学生の興味・関心にあった適切な科目を履修できるよう、教職協働で履修指導を細やかに行っている。在學生は年度末に在學生ガイダンスを、新入生は入学式翌日に新入生ガイダンスを実施し、特に履修計画及び実際の履修登録における留意点等を丁寧に説明・周知している。特に新入生ガイダンスでは、上級生の協力も得て、学生からの質問等に即時に対応できるよう、教職員の体制を整えている。近年、履修登録時における情報機器使用スキルの未熟のためか、学生の意図したとおりの履修登録ができていないケースが散見されることから、教務課課員を中心に履修登録状況を確認し、なんらかの困難性が予見される場合には、教員を通して助言・指導して修正を促すなど、円滑な学修がスタートできるような配慮を行っている。

また、授業開始後は早期に出欠状況調査を実施して教授会等で情報を共有し、欠席の多い学生には教員が面談を行い、状況に応じて、学生課で経済的な支援に関する情報提供をしたり、健康管理室でのカウンセリングにつなげたりする等の支援を行っている。

それ以降も、なんらかの理由で欠席が重なっている学生がいる場合には、随時教員会議等で情報を共有し、担任・学年教員を中心として学業継続のための支援の方策を検討・実施している。心身の健康上の理由などから休学になる場合もあるが、復学時には、本人の希望に添いながら卒業に結びつく履修計画となるよう、教務課の協力を得ながら指導・助言を行っている。

学期あるいは年度の区切りには、「授業科目履修状況確認票」および各専攻の「資質・能力自己評価票」を学生自身が記入することにより、自己の学修の振り返りを促し、教員による指導に活かしている。

障害のある学生については、支援が必要な場合には入学前からその困難性を把握し、障害のある学生支援会議を中心に支援の方針や具体的方法を検討のうえ、会議等で教職員の共通理解を図り、非常勤講師を含む授業担当者全員で必要な支援についての情

報を共有している。例えば聴覚障害がある入学生に対しては、入学式・新入生ガイダンスでの手話通訳者の手配や座席の位置の配慮等を行っており、また、本人が希望する場合には、障害学生自身が学年の学生全体に理解と協力を求める場を設定することにより、学生を含めた学園全体で当該学生を支援する雰囲気が醸成されている。平成31年2月4日には教員と企画・情報管理室による共催でノートテイク講習会を学内で実施し、学生・教職員が参加した。平成29年からは学園で「会話の見える化アプリ」であるUDトークを導入して、学生も参加できる研修会を実施しており、学園全体で学修支援体制を整えている。

(【資料 2-2-2】「授業科目履修状況確認票」および各専攻の「資質・能力自己評価票」)

(【資料 2-2-3】ノートテイク講習会)

(【資料 2-2-4】UDトーク研修会)

[保健医療学部]

年度末の在学生ガイダンスや入学式後の新入生ガイダンスにおいて、履修計画や履修登録について丁寧に指導している。特に新入生ガイダンスにおいては、担任が履修モデルに基づいた履修登録用の時間割(学生記入版)を配布し、必修科目および選択科目を誤りなく登録できるよう工夫をしている。また、新2年生や新3年生が科目履修についてのアドバイスを行うなど、新入生の希望を具現化できる体制を整えている。最終的には担任が履修登録状況を確認し、助言・指導が必要な学生に即時に対応している。

授業開始後は、各科目責任者が出席状況を教員会議等で報告し、欠席が多い学生については担任がすぐに面談を行い、状況に応じて個別に対応している。

事情により休学する学生に対しては、休学前の面談で休学中の過ごし方や復学に向けての取り組み等を助言し、休学中には随時連絡を取りながらスムーズに復学できるよう担任を中心に取り組んでいる。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

[全学]

《TA等の活用について》

本学には大学院がまだ設置されておらず、TAを担当し得る学生が存在しない。ただし、両学部とも、助手を採用し、授業の充実を図っている。

全学を挙げて重点的に学修支援を行っているのは、クラス担任やゼミナール担当による支援、心理相談員等による支援、オフィスアワーによる支援、図書、情報機器環境の整備による支援、実習支援、キャリア支援、フレッシュマンセミナー等による新入生支援、学修室の設備等による支援等である。

また、学生間の相互学習支援の基礎は整いつつある。例えば、新入生ガイダンス、図書館の利用案内、障害を持つ等で支援の必要な学生に対して、学校生活や学修などの日常的場面で、学生同士で支援する体制をとっている。在学中にピアヘルパー資格を取得する学生がおり、その学生等がヘルパー活動として上記の活動支援を行うことが定着している。また、ピア・サポートサークル等も常時活動しており、支援の必要な学

生だけでなく、学生による相互のサポート体制も年を追うごとに整備され、充実しつつある。

《クラス担任、ゼミナール担当による支援》

クラス担任は、発達教育学部では 1, 2 学年に置き、3, 4 学年ではゼミナール担当がその役目を果たすこととしている。また、各学年に主任を置くことでさらに丁寧な対応を心がけている。全学年に各課程の担当者を置き、きめ細やかな指導に当たっている。保健医療学部では入学時より全学年持ち上がりの担任制としている。

《心理相談員による支援》

心理相談員制度は、学生に相談対応者と連絡方法を公表し、個別に相談を受けることができるようにしている。また、外部のカウンセラーが定期的に来校し、相談に応じている。学生が個別に相談することができるように、相談員等との連絡方法を明示している。更に、必要な場合はクラス担任と相談員とが連携して相談案件に対処している。

【資料 2-2-5】学校法人植草学園うるおい相談員一覧表

《オフィスアワーによる支援》

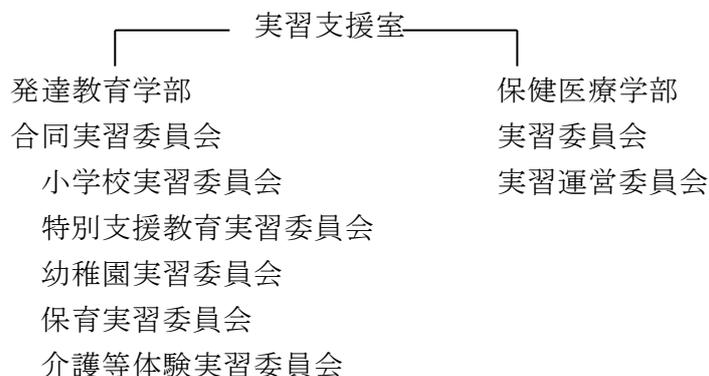
オフィスアワーは、全教員が対応する曜日時間帯を設定し、情報システム（U.navi）内のシラバスに明記する方法により公表して、学生が必要に応じて自由に相談できるように対応している。

《図書・情報機器環境による支援》

図書環境については、毎年教員および学生から希望図書を募り蔵書の充実に努めている。情報機器については、平成 29 年に大学全体の Wi-Fi 化が完了した。

《実習支援》

学校、幼稚園、保育所、障害者施設、病院等学外における実習は、両学部とも必修科目であり、充実した実習が学生の能力向上に大きく影響することから、特に支援体制を整えて対応している。すなわち、次のように組織している。



両学部とも、各委員会と実習支援室とが連携を取りながら、実習施設との意思疎通に努めている。また、実習学生との連絡を密にして、実習が効果的に行われるように事前準備や指導、実習期間中の連絡体制、実習後指導及び実習先への挨拶や関係維持などに留意して進めている。

《キャリア支援》

学生の社会人としての自立や職業人としての資質・能力の養成については、両学部とも、教育課程の中に授業科目として位置づけ、全学年で必修科目として履修させ、支援している。それらの授業科目は各学年にあり、それぞれの科目責任者は担任と連携を取りながら、学生のキャリア支援を行っている。

また、教育課程の外に進路選択や就職に関わる各種講座等を実施して支援している。教育課程の内外で行われるキャリア支援活動全体をキャリア支援委員会とキャリア支援課とが協力して計画し、運営している。

このような支援体制が、高い就職率を支えているものと考えられる。

《フレッシュマンセミナーによる新入生支援》

フレッシュマンセミナーは、新年度当初に新入生を対象として土曜日の全日を用いて、大学における生活について理解し、学生同士及び学生と教員とが人間的な関係を築くことをねらいとしている。学生委員会と学生課職員とが協働して実施している。また、学修については新入生オリエンテーション、履修ガイダンス等において特に配慮して丁寧に指導して理解を図っている。以上の取り組みは大学に於ける学修や生活をより円滑に進めるために有効な手立てとなっている。

(【資料 2-2-6】フレッシュマンセミナーしおり)

《学修室と学生の主体的な学修を促すシステム》

プレゼンテーション機器、情報機器、多様なグループ学修形態に対応できる設備を整えた学修室が2室(トライアルコートとスタディコート)あり、主体的な学修を促している。このほか、1教室を全日開放し、前期は発達教育学部の学生が教員採用試験対策等の学修室として使用、後期は保健医療学部の学生が国家試験対策等の学修室として使用している。

(【資料 2-2-7】トライアルコート概要)

《中途退学者及び留年者への支援》

本学の退学者数について、平成28年度は27名(3.7%)、平成29年度は30名(4.3%)、平成30年度は31名(4.5%)であった。日本私立大学協会の報告では全国私立大学の退学者数の平均値を約3%としているので、本学の退学者率は平均よりやや高いレベルであり、全学で退学者数低下に取り組む必要がある。

中途退学者への対応としては、事前にクラス担任はもとより、学科主任、学部長においても本人及び保護者との面談を複数回行い、学業を続行できるよう方策等を助言、指導し、やむを得ない場合においてのみ進路の変更として、あるいは他の事由に基づ

き退学申請を認めることとしている。経済的困窮が理由の場合、規定に基づき、減免により退学を回避させる措置を取っている。

留年者については、ゼミナール担当者を中心に本学学生として進級学生と同様に接することはもとより、その上で可能な限り個別的に助言、支援を行い単位履修、進級・卒業に向けて自立への援助を行っている。

〔発達教育学部〕

《クラス担任、ゼミナール担当者による支援》

平成28年度より1年次から希望免許資格取得の専攻別のクラス編成としている。小学校・特別支援教育専攻1クラス、幼児・保育専攻2クラスの3クラス体制である。担任教員を幼保クラスに2名ずつ計4名、小特クラスに2名配置している。3.4年次学生の一般就職希望者についてはキャリア演習において担当教員を1名ずつ配置し、学生の就職支援をキャリア支援課との連携のもとで個々の学生に対して支援出来る体制にしている。

特に第1学年については、担任は、学生との面接を年間2回以上行い、きめ細やかな学修・学生生活支援の体制をとっている。

以上のような支援体制によって、学生同士の人間関係の問題で配慮を要した件に対する適確な対応によって解消できた例、受講状況がよくなかったが改善した例などが見られた。

《実習支援及びボランティア活動支援》

小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所等における必修科目の実習を教員の実習委員会と職員の実習支援室とが連携して実施している。在学生のほとんどが実習を行っており、複数の実習を行う学生も少なくないため、全学生の実習に対応することは、実習先の確保にしても学生への事前事後の指導にしても大きな仕事である。

上記の必修の実習科目以外に、初歩的な現場理解を得させるために参観学習を行っている。また、学生が個人的に学校や保育施設でボランティア活動することを推奨している。教育課程の中にボランティア活動を認定して単位を与える科目も各学年で開設してある。これらの科目によって学修意欲を高めている。

《キャリア支援科目「キャリア演習」による支援》

各学年に設置された「キャリア演習」は、社会人職業人としての資質能力を養うとともに、専攻別のクラス編成によって、進路への意識を高め、学修面で効果をあげている。この科目は、学年クラス担任がその役割を担っているが、専攻分野ごとの担当教員もその学年に適切なプログラムを用意して指導している。このことが、従来の個別科目の授業では得にくい社会人・職業人として自立する意識を育てることに役立っている。

《学修室の設置と主体的な学修の支援》

教員採用試験対策等の学修室として、前期に1教室を全日開放している。

また、ピアノ練習室の利用頻度が高かったが、図書館棟の練習室を20時まで使用可能にし、必要な練習ニーズに応えられるようになった。

〔保健医療学部〕

《クラス担任による支援》

当学部では、学生個人の状況を把握し学修支援を行うために、1学年に2名の担任を配置している。担任は、第4学年まで持ち上がりの体制で、4年間を一貫して支援できるようにしている。第1、第2学年の理学療法士としての基本姿勢の育成から、第3、第4学年の学外実習、国家試験対策、就職活動等に至る、各学生個人に合わせた4年間の支援体制の中心的役割を担っている。科目担当教員と連携して、学生個人の学修や生活状況を把握し、支援するために有効に機能している。必要な場合、心理相談員、健康管理室等とも密に協力している。更に、学生は担任の研究室をよく訪れており、担任は、学生の気持ちや意見を十分に把握し、支援することができる状況となっている。

《実習支援（学外実習支援）》

人間相手の理学療法学学修においては、実習支援は欠かせない。実習支援には、学内実習支援とともに、医療機関・保健施設での学外実習支援がある。

学外実習は4年間を通し実施している。第1学年に早期体験として施設見学を実施し、第2学年9月に基礎理学療法学見学実習（1週間）、第3学年9月に地域理学療法学実習（1週間）、第3学年2月に理学療法評価学臨床実習（4週間）、第4学年に総合臨床実習Ⅰ期・Ⅱ期（8週間で2回）を実施している。

実習施設の確保及び実習指導体制として、実習支援室、実習委員会、実習運営委員会（定例毎月第1、3水曜日開催）が協力して行っている。

実習指導体制としては、学生ごとに実習担当教員を配置し、教員は学生の実習先を訪問し、実習状況を把握し、実習が適切かつ有益に進むように支援している。実習中の学生と担当教員は電子メールや携帯電話で密に連絡をとれるようになっている。

実習指導者と教員との連絡会議を毎年行っている。平成30年度は、平成31年1月18日に実施した。実習施設が本学の実習に関する取り組みを理解し、施設間の認識を共通化するという点で有意義である。

実習施設が遠隔地の場合には、学生個人の負担が過大にならないように、宿泊施設の利用や経済面での支援を行っている。

実習終了後には、実習報告会（実習セミナー）を実施して、実習成果を確認し、技能や患者対応能力等の習熟を図っている。

学生が、自主的学修をさらに積極的に進められるように、授業使用以外の時間帯に実習室を開放し、自主学修をサポートしている。

（【資料2-2-8】平成30年度基礎理学療法見学実習の手引き）

（【資料2-2-9】地域理学療法学実習 学外実習の手引き 2018年度）

(【資料 2-2-10】学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習, 総合臨床実 I・II)

(【資料 2-2-11】理学療法学科臨床実習指導者会議資料)

《OSCE ; 客観的臨床能力試験による支援》

本学の OSCE (Objective Structured Clinical Examination) は, 総合臨床実習前に行う第 3 学年の OSCE と, 総合臨床実習終了後に行う第 4 学年の OSCE とを実施している。第 3 学年の OSCE は, 総合臨床実習に臨むために必要な基本的臨床スキルの評価と教育的フィードバックを目的として, 10 月~11 月に実施している。第 4 学年の OSCE は, 総合臨床実習を経験し, 学部卒業までに到達すべき臨床スキルの評価と教育的フィードバックを目的とし, 8 月に実施した。実施に当たっては, 学科の全教員に加えて, 外部評価者として実習指導者の参加を得て行っている。

OSCE の実施状況は, ビデオ記録を残している。学生はこれを見て臨床実習に対する準備をさらに強化することができるようになっている。

《キャリア支援》

キャリア支援委員会は, キャリア支援課, クラス担任と協力して, キャリア支援を実施している。第 1 学年には一般社会人或いは医療職に必要なマナー講座や卒業生や臨床経験豊かな理学療法士をまねいて「先輩の話を聞く講座」を開催している。

第 3, 第 4 学年のキャリア支援として, カリキュラム外に, 国家試験の模擬試験を 5 回実施し, 個々の学生の実力把握と学力向上に貢献している。また, 就職説明会を開催し, 学生が求人側の話を直接聞く機会を提供している。

《学生同士による学修支援》

上級生が下級生の実習事前練習において補助したり, OSCE の患者役や自主練習に協力したりという活動を行っている。これらの学生同士による相互支援は, TA, RA に替わる仕組みとして, 機能している。

《留年者及び休学, 中途退学者への支援》

保健医療学部では 2 年から 3 年への進級条件として, 第 2 学年までの必修科目 3 科目以上が未修得の場合進級できないと定めている。また, 第 3 学年配置の「理学療法評価学臨床実習」を履修するには, 1 年~3 年後期までの必修科目をすべて修得していることが条件となっている。これらの条件を満たさない場合は, 留年となる。

留年者については, 新旧のクラス担任が本人及び保護者と面談を行い, 学業を続行できるよう可能な限り助言, 支援を行い, 単位取得, 進級に向けて支援している。

休学, 退学の理由はさまざまであるが, 留年がきっかけになることが多い。過密なカリキュラムと, 学業についていけない学力, 人間関係の悩み, 理学療法目的意識の希薄さなどが, 理由として挙げられる。

休学者・退学者への支援は, 留年や休学に至る前に, クラス担任はもとより, 学科主任, 学部長においても本人及び保護者と面談し, 学業を続行できるよう方策等を助言, 指導し, やむを得ない場合においてのみ進路の変更として, 休学や退学の申請を

認めることとしている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

[全学]

現状では、大学院を設置していないこともあり、TA、RA とも、制度化していない。TA や RA の配置を充実したいところであるが、在学学生数が少なく、大学院未設置の現状では、配置することが困難である。

ただし、必要に応じて、上級生に対して下級生の問いかけに応えることができるように指導し、下級生の新学期における履修上の疑問解決や、学外実習の事前情報提供などの場面で学年間の情報伝達が効果的に行われている。このような学生同士の支援活動をいっそう活発化することとする。

学修支援についても、上級生による支援の成果が出た例があった点を評価し、学生同士が一層切磋琢磨できる環境を整備する。オフィスアワーの利用、学生用のパソコンの使用率及び図書館の利用率については、授業科目や進路指導との関連を図ることを通して、いっそう向上させる。

図書資料については、両学部それぞれの専門に関する資料を増加させ、利用学生数の増加に対応できるようにする。学生の意見を汲み上げることについては、今後とも、担任とクラス委員とが中心となって進めていく。

学生による授業改善のための実態調査結果を教員にフィードバックして、改善策がどの程度効果があったかを期末に追跡調査し、効果を検証する。

[発達教育学部]

学修支援に対して発達教育学部では、1、2 学年では担任が中心になり、3、4 学年ではゼミナール担当者が中心となって進めている。したがって、2 学年から3 学年へ担当者が代わる際に、継続性が不十分な場合がある。1、2 学年の担任と3、4 学年のゼミナール担当者の間で密なる情報伝達を行い、支援の継続性を保つ必要がある。

[保健医療学部]

学生の意見を汲み上げることについては、今後とも、担任が中心となって進めていく。

保健医療学部においては、第4 学年に理学療法士国家試験対策のため、夏季集中講座や対策プログラム等を充実させ、学修支援を強化している。1 単位科目「プロフェッショナルスキル」として、平成 29 年度および 30 年度後期には4 年生用に1 時限目から6 時限目まで教室を確保し、自主学修を支援した。その結果、国家試験合格率の上昇に結びついた。今後もこの方策を続けていく予定である。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

《教育課程の内外を通じた社会人・職業人としての資質・能力形成のための体制整備》

発達教育学部においては、授業科目「キャリア演習」を、キャリア形成・キャリア発達支援の「要」として、正式に教育課程に位置づけて、社会人としての基礎的な資質・能力から、専門職業人としての資質・能力に至るまでを教育活動全体をとおして組織的、計画的に取り組んでいる。第1学年、第2学年については、毎週1コマの授業、第3、第4学年については、隔週1コマの授業を開講し、全学生が受講することとした。第1、2学年においては、将来の社会的・職業的自立に向けて必要な基礎的な資質・能力の育成を図るとともに、各自が目指す職業において求められる資質・能力と自己の現状、今後取り組むべき課題について理解を図り、第3、4学年については、専攻分野別にクラス編成し、それぞれの専攻分野における専門職業人としての資質・能力を高めることを目指した、より実際的な内容を取り上げている。また就業継続力を育成する目的で、平成30年度も労働法講座及びハラスメント講座を実施した。さらに29年度に取り入れた第1学年前期の「エレメンタリーセミナー」の一環として実施する参観学習は、大学生としての自覚を促すと共に、将来就く職業を理解することを目的として30年度も実施し、今後も継続させていく。

「キャリア演習」授業においては、クラス単位で指導するとともに、個人に対する相談や指導も行っている。厚生労働省新卒応援ハローワーク及びジョブサポーターとの就職支援における連携を維持・強化するとともに、学部の合同就職説明会を夏季に実施し、職業情報及び職場理解を深めることで、就職活動のより確実な支援につなげている。前年度に引き続き30年度も、キャリア支援課とゼミ担当教員との連携強化を図り、キャリア支援課職員によるゼミ別グループ面談を実施した。

保健医療学部においては、元来、理学療法士養成の教育課程であり、学生の進路も理学療法士を目指すということにまとまっているが、さらにこれを強化するためにキャリア科目を設定している。キャリア科目は第1学年に「エレメンタリーセミナー」を行い、大学生としての自覚を促し、理学療法士の職業を理解するため臨床現場から理学療法士を招いての講義および施設見学を導入している。第2学年は「インターメディエイトセミナー」と称し、「基礎理学療法学見学実習」を行うための基礎的なセミナーと医療人としての接遇の教育を行っている。第3学年には「アドバンストセミナー」と称して、各講義や演習で学んだ内容を統合し理学療法を実施する準備をしている。また客観的臨床能力試験 OSCE を用い実践能力を高め、外部の実習施設での「評価学臨床実習」に対し円滑に進めるように計画している。第4学年は、「プロフェッショナルセミナー I・II」として、「総合臨床実習 I・II」と関連させ基礎科目知識の再確認ならびに疾患と障害の関係や総合的な治療アプローチの再確認を行い、卒業後の臨床の現場で応用できるような知識・技能を修得させている。また、国家試験の情報や卒業後の進路についての情報交換を行い、キャリア支援課と連携し、学生の進路や就職活動を支援する。また、企業・病院などからのインターンシップの情報を学生に掲示して積極的にインターンシップの推進を図っている。さらに、学部の合同就職説明会を夏季に実施し、学生の就職活動を支援している。

教育課程外においては、教職員の組織としてキャリア支援委員会、事務局の組織と

してキャリア支援課が協力し合いながら、学生の進路や就職活動を支援している。

発達支援教育学部では、キャリア支援課並びにキャリア支援の教員を中心とする小学校・特別支援課程教員による教員採用試験1次・2次対策講座を、隔週の「キャリア演習Ⅳ」のない日、及び一次試験終了後から二次試験直前までほぼ毎日実施している。こうした対策により合格率は伸びてきている。この対策講座には既卒者の参加もある。既卒者を含めたここ数年の就職（内定）率は、小学校・特別支援学校の希望者数のほぼ90%と高い割合を示している。また、千葉県・千葉市公立学校教員採用試験採用候補者選考の概要及び千葉県が求める教師像等について、学生の理解を深めることを目的とし、千葉県教育庁教育振興部の協力を得て説明会を毎年実施している。

保健医療学部では、国家試験合格率が向上し、平成28年度は9割を超え、平成29年度は全国平均を超えた。全教員がこれに関わる体制をとっており、教員が自身で取り組む仕事であるという意識が全学的に醸成されている点で、学生支援体制として、好ましい状況になったと言える。

教育課程外における支援として、主に次のような活動をしている。

発達 保健	マナー向上講座 主旨＝社会人として必要なマナーを身に付ける。	第1学年，第2学年
発達 保健	現職教員，現職理学療法士の体験を聞く会 主旨＝進路への意識高揚の一環として現職教職員の体験談を聞く。	第1学年，第2学年
発達	上級生との交流 主旨＝進路やコースの選択などの話を聞く。	第1学年，第2学年，第3学年
発達 保健	教養講座，専門講座 主旨＝一般的教養や専門的知識を身に付け試験対策などに役立てる。	第2学年，第3学年，第4学年
発達	各種模擬試験 主旨＝教員採用試験，公務員採用試験の実態を知り，試験対策に役立てる。	第2学年，第3学年，第4学年
保健	国家試験対策特別講座 主旨＝国家試験合格率向上をめざし，模擬試験等を行う。	第4学年
発達 保健	「進路ガイドブック」による支援 主旨＝進路と出願，試験等を概説。キャリア演習の講義等で活用する。	全学年
発達	千葉県・千葉市公立学校教員採用試験説明会 主旨＝候補者選考の概要及び千葉県が求める教師像等について，学生の理解を深めることを目的とし，教員採用試験合格率向上をめざす。	第3学年，第4学年

平成30年度卒業生の就職及び進路の状況は、次のとおりである。

平成30年度卒業生の就職状況

[発達教育学部]		[保健医療学部]	
就職率(決定者数/卒業者数)	95.8%	就職率(決定者数/卒業者数)	89.5%
就職(内定)率(決定者数/希望者数)	97.4%	就職(内定)率(決定者数/希望者数)	100%

植草学園大学

専門職就職率 (専門職就職者数/就職決定者数)	82.3%
----------------------------	-------

専門職就職率 (専門職就職者数/就職決定者数)	100%
----------------------------	------

発達教育学部進路別内訳

小学校（教諭・講師等）	11.9%
特別支援学校（教諭・講師等）	19.5%
公務員（保育士・幼稚園教諭）	0.8%
保育園等	28.0%
認定こども園	0.8%
幼稚園	3.4%
その他児童福祉施設等	14.4%
一般企業	16.1%
進学	0.8%
その他の進路	4.2%

保健医療学部進路別内訳

病院	89.5%
介護老人保健施設	0%
特別養護老人ホーム	0%
進学	10.5%

平成31年3月、8度目の卒業生を送り出した。上記のように両学部とも95%を超える就職（内定）率となった。

発達教育学部の就職先は、特別支援学校と保育園等が多く、千葉県内が大半を占めている。保健医療学部の就職先は、病院が多く、千葉県内のほか関東近県にわたっている。

（【資料 2-3-1】平成30年度基礎理学療法学見学実習の手引き）

（【資料 2-3-2】地域理学療法学実習 学外実習の手引き 2018年度）

（【資料 2-3-3】学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習，総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ）

（【資料 2-3-4】平成30年度キャリア支援年間活動計画）

（【資料 2-3-5】平成29・30年度第3学年評価学臨床実習前OSCE手引き）

（【資料 2-3-6】平成30年度第4学年臨床実習後OSCE手引き）

（【資料 2-3-7】平成30年度公立学校教員採用選考試験対策講座カリキュラム）

（【資料 2-3-8】理学療法士国家試験対策プログラム（平成30年度））

（【資料 2-3-9】進路就職状況の概要）

（【資料 2-3-10】平成30年度発達教育学部教員免許申請・保育士資格取得者数一覧）

（【資料 2-3-11】年度別教員・公務員採用試験結果及び教職等決定状況一覧）

（【資料 2-3-12】保健医療学部主な就職先）

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

発達教育学部において、教育課程の中に位置づけられている「キャリア演習」では、従来は外部に依頼して実施していたマナー講座を、平成29年に続き30年度も各学年に即した社会人・職業人としての資質・能力形成のための実践力アップを目指して、キャリア支援課長が実施した。保育・教育実習に関する各学年の指導すべき実態を把

握した試みであるため、クラス担当者からの要望もあり、今後とも社会的・職業的自立に関する指導体制として続行していく予定である。

平成 29 年度より発達教育学部においては、「エレメンタリーセミナー」の名称の下に、大学生になったばかりの 1 年生が、本学において学修する社会人・職業人としての資質・能力形成に向けた授業内容を展開している。この中には、本学の特色である“共生社会への寄与”，“障害や困難性のある人への支援”，“地域貢献”に関する授業も含まれている。さらに 28 年度から開始した履修単位として位置づけられている、各専攻に即した学校・幼稚園・保育所・施設等での年間 40 時間のインターンシップ・ボランティア活動は、30 年度から「社会貢献・地域支援活動 I」に科目名が変更されて同様に実施した。

平成 28 年度より、入学時に幼児・保育専攻あるいは小学校・特別支援学校専攻の何れかを決定して、「キャリア演習」に出席する事が求められている。しかし 1 年生も後期になってくると、2 つの専攻の何れにも自分の居場所のないことに気づく学生が現われている。これらの学生の職業的自立にも対応する指導を行うために、平成 29 年度より、一般職の就職説明会及びキャリア支援課による説明や面談等にも力を入れて、30 年度も保育・教育職と同様の支援を行った。更に、一般職希望の学生への支援強化のため発達支援教育学部が加盟している、千葉県インターンシップ推進委員会が主催する千葉県インターンシップフォーラムの体験報告会で、30 年度に初めて本学の 3 年生が発表を行い、受け入れ側の施設からも高い評価を頂いた。今後も学生の意識を高める目的のため、継続していきたい。

保健医療学部では、円滑に実践的な知識や技能を身につけることができるよう、今後の改善・向上方策として、平成 29 年度より、文書作成能力を早期に獲得してもらうために 1 年次を対象に、「論作文添削講座」、3 年次を対象に長期の臨床実習前に「労働法講座」、3・4 年次には、臨床実習前後でのキャリア形成の変化や充足を知るために「社会で求められる力を知る講座」を開始した。ここ数年は効果検証を重ね実施時期・方法を検討していく。また平成 30 年度から、合同就職説明会を前年度のアンケート調査結果に基づき、より早期に熟慮の上、就職が成立するよう、開催日時、面談時間、会場設営等に配慮した。今後もキャリア支援課との連携を通じて、社会で必要とされるコミュニケーション能力、課題解決能力等を育成していく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

《学生サービス，厚生補導のための組織の設置・実施》

学生サービス，厚生補導については、学生課，学生委員会及び健康管理委員会が協力して、学生生活の支援を行っている。

学生委員会は、学部学科から選出された教員と学生課職員で構成される常設の委員会で、毎月1回、定例委員会を開催し、学生サービスや厚生補導について審議している。

学生課・学生委員会は、学生の自治的な組織「学友会」の活動を顧問として全面的に支援、指導している。

新入生への支援として、学友会とともに学生課・学生委員会でフレッシュマンセミナーを企画し、新入生・上級生・教職員の親睦を図っている。新入生については、入学時に「学生生活ガイド」を配布し、新たな大学生活の開始について支援をしている。

(【資料 2-4-1】学生生活ガイド 2018 年度版)

《交通事故予防対策》

学内に交通事故予防対策として、注意喚起のポスター等掲示を行っている。

《奨学金・経済支援》

奨学金など学生に対する経済支援を適切に行っている。学生に経済的な支援を行う奨学金制度として、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金、民間団体奨学金の利用を必要に応じて勧めている。大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）はデータ編【表 2-7】に示した。本学における奨学金は、主に日本学生支援機構奨学金によるものが多く、大学全体で44%の学生が利用している。

大学独自の「植草こう特別教育資金」による奨学金給付及び授業料等減免制度による給付を行って支援している。それらの給付状況はデータ編【表 2-7】に示した。

また、入学試験時の成績上位者及び1年次から3年次における成績上位者に対して、授業料等を減額する制度を「スカラシップ制度」と称して実施している。

・本学が行っている経済支援は次のとおりである。

- ①学校法人植草学園奨学金
- ②学校法人植草学園植草こう特別教育資金
- ③植草学園大学・植草学園短期大学授業料分納制度
- ④植草学園大学・植草学園短期大学授業料延納及び分納制度
- ⑤家計急変による植草学園奨学金

・他機関の経済支援として主なものは次のとおりである。

- ①日本学生支援機構奨学金
- ②千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付制度
- ③厚生労働省 生活福祉資金貸出制度
- ④日本政策金融公庫 国民生活事業（国の教育ローン）
- ⑤郵貯貸付

教育ローン等について、学生課内にファイナンシャル相談員を配置し、相談に応じている。

(【資料 2-4-2】スカラシップ制度規程)

(【資料 2-4-3】学校法人植草学園奨学金規程)

(【資料 2-4-4】学校法人植草学園植草こう特別教育資金規程)

(【資料 2-4-5】植草学園大学・植草学園短期大学学費等取扱規程)

《女子学生寮》

遠隔地出身の女子学生に対して、学園が管理する学生寮を用意してある。東日本大震災の際には、避難家族に提供した。

《課外活動への支援》

学生の自主性を尊重し、主体的に課外活動や諸行事等を運営することを通して、豊かな学園生活を送れるようにすることを基本方針としている。学生の課外活動への支援には、主に「学園祭（緑栄祭）」「サークル活動」「ボランティア活動」「イベント・行事」「卒業関連」があり、学友会が中心として対応し、運営し、学生課・学生委員会がその支援をしている。学友会活動の拠点として、学友会室が設置され、PC、コピー機、印刷機が導入されている。これらの活動費については学友会予算によって支弁されている。

課外活動用の施設としては、体育館、弓道場、フットサル場、テニスコート、グラウンド、E スタジオ等を利用している。また、課外活動棟を2棟設置(2階建て・各棟10室・全室エアコン設置)して、各サークルの活動拠点として利用されている。

(【資料 2-4-6】サークル一覧)

《健康相談・心理相談・生活相談・ハラスメント相談》

学生に対する健康相談、心理的支援、生活相談等が適切に行われている。健康管理室が担任・ゼミ担任と協力して対応しているが、教職員の中から心理相談員1名を充てるとともに、学外の専門カウンセラー2名を配置している。

健康管理室は、健康相談、心理相談のほか、学内での体調の変化やけがの応急処置、定期健康診断や各種検査及び感染症対策などに対応して、学生が安心して学園生活を過ごせるようにしている。また、健康診断の結果に基づいて、学生の健康相談をするなどして、学生の健康管理面を支援している。麻疹やインフルエンザの予防接種及び心理的な相談についても、健康管理室が中心となって対応している。

生活相談に関しては、学生課が中心となって対応している。また、クラス担任が生活相談を受ける場合があり、学生課と連携してこれに応じている。

うるおい相談員は大学・短大で8名である。ハラスメントの防止やハラスメントに関する相談窓口の周知については、『履修要項』に示し、また学内に多くのポスターを掲示し、わかりやすく、かつ相談が行いやすい支援体制をとっている。

うるおい相談員とは別に存在するハラスメント防止委員会では、毎年教職員と短大、大学の全学生を対象として、ハラスメントに関するアンケート調査を実施し、問題となる事例があった際は、関係者への指導を行っている。アンケート結果については、U.navi で公開している。また、年度始めの全教職員の集まりにて、理事長がハラスメントを防止するためのメッセージを述べている。

(【資料 2-4-7】健康管理室相談状況及び罹患状況)

(【資料 2-4-8】大学における学生心理相談の概要)

《健康上特別な配慮を要する学生への支援》

障害を持ちながら学修に取り組む本学の学生に対しては、障害等のある学生支援会議、学生課、教務課、及びクラス担任が連携・協力して、適宜様々な支援を行っている。

聴覚障害のある学生への対応としては、聴覚障害のある学生が音声を聞き取りやすくなる専用マイクおよび接続コードを一部の教室で導入し、DVD 等も聞けるようにしている。また、平成 28 年度より音声を文字におこすスマートホン用のアプリ「UD トーク（コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ）」も法人契約をし、導入している。加えて、同級生を中心とした学生たちが、主体的にグループをつくり、ノートテイクなどの支援にあたっている。平成 31 年 2 月 4 日（月）には、学生向けのノートテイク講習会を実施し、ノートテイクについてのガイドブックを配布した。

内部障害のある学生への対応としては、体調が優れないときでも横になって授業を受けることができるように、移動式ベッドを準備している。

《社会人、編入、転入学生への支援》

社会人学生の受け入れは積極的に進めており、入学試験でもその特別枠を用意している。入学後は、「社会人学生」ということでの特段の分け隔ては行っていない。学生生活および学習支援については、クラス担任などの各教員のオフィスアワーで個別に対応している。

編入および転入学生についても受け入れを積極的に進めている。入学後はクラス担任やゼミ担任が個別に対応して、学生生活および学習支援を行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生数の更なる増加に対応するとともに、活動の活性化と学生生活の充実を図るために、学生サービス、厚生補導の体制を強化する。また、優れた学力や資質を持ちながら経済上の理由で、入学できない者や入学後の経済事情の変化によって勉学を継続することが困難になった者などに対応できる奨学金制度をさらに充実させるとともに、学生に活用されるように周知する。中期計画では 2023 年度までに新たな制度を創設することを達成目標としている。

学生が一層自主的に課外活動を活性化させるように支援していく。学生の要望を取り入れながら、スポーツ・文化関係を問わず活動の幅の広がりに伴った施設設備の拡充や、サークル活動補助金の確保等適切な支援策を講ずる。中期計画では 2021 年度までより充実した新たな支援を行うこととしている。

また、学生が相談しやすい環境を確保するため、相談室、相談体制の充実を図る。中期計画では、学生の意見を汲み上げる仕組みを整えると同時にその動向を把握し、2021 年までに必要な改善を図ることとしている。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

施設は、大学設置基準上の校地及び校舎基準面積を満たしており、教育研究目的を達成するために必要な施設設備が整備されている。大学図書館では、ラーニングコモンズ機能の拡充・整備など、教育環境の一層の整備を進めてきた。活用状況については、授業、課外活動、学生間交流、教員の研究活動に効果を発揮している。

大学キャンパスは、千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3 にあり、JR 都賀駅からバスで約 15 分の場所に位置している。校地総面積は 69,890 m²（うち 19,182 m²は、大学、短大、高校共用運動場(グラウンド)、校舎総面積は 15,810 m²である。

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準校地面積 7,200 m²、同じく校舎面積 7,140 m²を満たしており、教育研究に必要な施設設備が整備されている。

ア 校舎に配置している部屋は、教員研究室 40 室、講義室 17 室、演習室 50 室、実験実習室 8 室で全室空調管理がなされている。プロジェクター等の設備は、講義室、実験実習室、及びゼミ室を除く演習室に全て整備されており、ゼミ室は携帯用で対応している。

（【資料 2-5-1】平成 30 年度講義室、実験実習室、演習室配置数根拠資料）

イ 運動場用地（19,182 m²）は、植草学園短期大学及び植草学園大学附属高等学校との共用施設として、体育の授業及びサークル活動に利用している。

ウ 体育施設は、体育館（940 m²）、フットサル兼テニスコート 2 面、スリーオンスリーコート 1 面、弓道場があり、勉強のみならずスポーツによる心身の健康を維持するとともに、学生間の交流の場となっている。

エ 附属施設として、学生相談室、健康管理室、課外活動棟 2 棟、大学食堂、コーヒーラウンジがあり、学生の利用が活発である。

オ 本学の建物は、1981 年建築基準法が改正され耐震基準が改まった後の建物である。すべて現在の耐震基準を満たす建物となっている。

体育館においても吊り天井を有しておらず、照明・バスケットボールゴール等の非構造部材においてもすべて落下防止対策を実施済みである。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

地域に開かれた大学として、本学では、「植草学園大学・植草学園短期大学 子育て支援・教育実践センター」を置き、子育て家庭に対する安心して子育てできるためのサ

ポートの機会と場を提供する事業を展開している。具体的には、小倉キャンパスに「こいっくおぐ」、弁天キャンパスに「こいっくべん」という親子でくつろげる場を多くの親子の方々に提供し、子どもが楽しく遊べるよう玩具と絵本を置いている。また教員・保育士が、保護者とも積極的に関わりながら、育児の悩み相談に応じている。

このような場に学生も参加できるようにし、学生が子どもや保護者と交わるよう保育士が、指導している。ここでの実習の特徴は、じっくりと保護者と付き合えることである。学生が、実際に保護者の育児の状況を知り、保護者と関わることで、保育所や幼稚園では経験できない貴重な学びが出来ている。学生からは、保護者と話しをすることで、家庭での育児の様子を学び、保護者の心情を理解できたという感想が寄せられている。このようなユニークな体験の場は、将来の保育者養成に欠くことができない機会と考えている。

なお、平成30年度に「こいっくおぐ」及び「こいっくべん」が、実習生として受け入れた学生数は、大学発達教育学部 228人、短期大学児童障害福祉専攻 92人である。

図書館は、植草学園短期大学との共用施設として平成21年1月に新図書館が完成した。また、平成25年度に改修・整備を行い、ラーニングコモンズなどの施設・設備を拡充した。面積1,077㎡、蔵書数約56,000点(平成30年5月現在、視聴覚資料を含む)、学術雑誌は676種である。開館時間は、平日午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までである。利用者数は、年間で延べ約68,000人(1日約280人)である。

また、検索データベースは、「医中誌Web」、朝日新聞の「聞蔵」などと契約し利用している。電子ジャーナルについては、平成24年よりProQuest Centralを導入、平成30年度からは「メディカルオンライン」を契約したことにより、さらに幅広い検索が可能となり、教職員及び学生の学習・教育・研究活動を支援する条件を整えている。

学生用パソコンとして100台(うち30台はWindows10)設置しており、ゼミや授業等で図書館施設を利用することも多い。ゼミ単位で卒業論文執筆のための文献検索実習の指導を図書館職員が行っている。卒業研究支援としてさらに、図書の購入リクエストには積極的に応え、必要な文献については他大学図書館等との相互貸借を通じて取り寄せている。参考図書の整備や、シラバス推薦図書の購入など図書館として必要な資料の選定も随時行っている。

(【資料 2-5-2】図書館利用状況)

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設のバリアフリー化については、学園建学の精神と大学の目標である「インクルーシブ社会の実現」を基本理念として、施設整備に配慮している。施設・設備の改善については、学生の満足度調査や学内の環境委員会からの要望・意見を参考に改善を図ってきた。

ア IT施設では、学修用パソコンがメディアセンターに12台、図書館に100台が用意されているほか、PC室を改修し新たにパソコン80台が整備され、有効に活用されている。また、学内無線LANの利用が可能である。

イ 学修専用室として設置した「スタディコート」は、午前9時20分から午後8時

45分まで開館し、保健医療学部の学生を中心に利用されている。学修目的に応じた機器の利用や学修スペースの活用が図られるようになり、学生のアクティブ・ラーニング促進の一助となっている。

また、小学校を想定した模擬教室や学修専用スペースを配置した「トライアルコート」では、模擬授業の実践をはじめ、授業収録用機器や各種IT機器を活用した多様な学修が展開され、主として発達教育学部生の主体的学修に大きな効果をもたらしている。

ウ 建物入口のスロープ、エレベーターの設置、障害者用トイレの設置等、バリアフリーの基本的な整備を行っている。小倉キャンパス内街灯のLED化の推進によって、夜間の通路の安全の確保の整備を行っている。

(【資料 2-5-3】 トライアルコート概要)

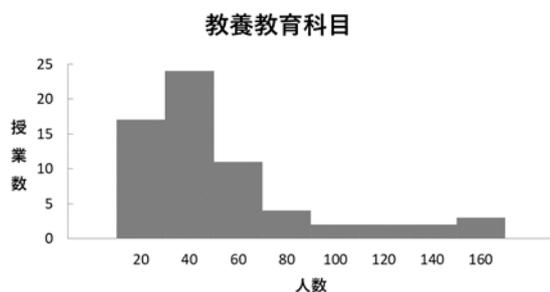
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

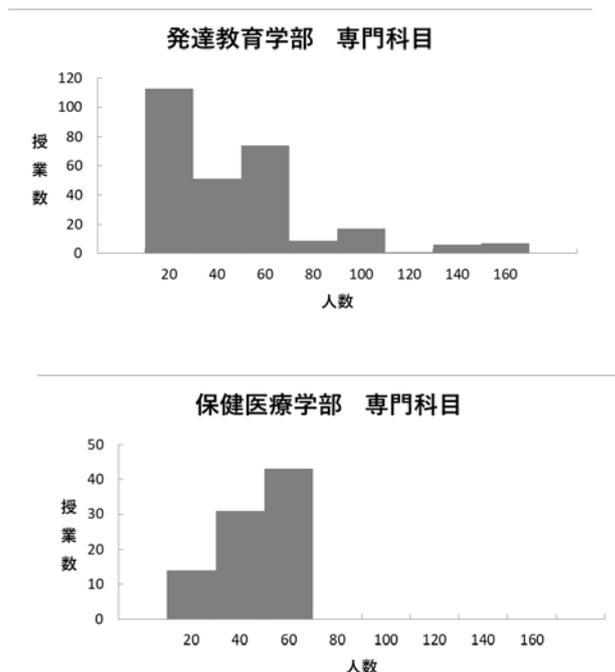
授業を行う学生数については、授業科目の特性や授業の形態によっても異なるが、概して少人数で行うことにより教育効果が上がるため、両学部ともに、可能な限り少人数のクラスでの編成を行っている。

例えば、ピアノ実技を含む授業では、個別指導を行うため、学生の需要に見合ったピアノ室を用意し、同時に複数の教員を配置して、1クラス10人程度で授業を行っている。外国語科目においては英会話が1クラス71人と38人であったが、それ以外の外国語科目は概ね1クラス20人程度以下であった。可能な限り1クラス20人程度以下で授業を行うように開講コマ数を配置している。

また、演習科目は、授業の性格上、多人数を同時に指導することが困難なことから、適切な人数で授業が実施できるように開講コマ数を増やすようにしている。

授業科目によっては、設備や機器の数による収容人数に限りがある場合がある。この場合は、履修登録の前に事前登録を行い、上限を超えた授業については、抽選によって当年度の受講者を決定している。この場合、翌年度には受講できるように配慮している。





図に、教養教育科目，発達教育学部専門科目，保健医療学部専門科目の学生数別の授業数を示した。教養教育科目については、英語をはじめとし 20 人以下の少人数で行っている科目が 26%あり，教育効果をあげている。一方，100 人以上の授業が 7 科目ある。うち 1 科目は 1 学年 140 名定員の発達教育学部の卒業要件として必要な必修科目である。その他の 6 科目は，学生の興味関心に合ったニーズが大変に高い科目であるために履修者数が多くなっていると推測される。

【資料 2-5-4】授業科目と履修者数)

発達教育学部においては 20 人以下の少人数による授業が 41%を占める。特に保育士指定科目の演習の授業においては 1 クラス 50 名以下の人数指定があるため，必修授業では受講クラスを指定した上で，可能な限り学生の希望に添うよう調整を加えながら上限人数を遵守している。なお，100 人以上の授業が 14 科目ある。10 科目は卒業要件科目，1 科目は免許・取得のための必修科目であるため，各学年の在学数に即した履修者数となっている。その他の 3 科目については，平成 28 年度に改訂したカリキュラム変更による選択必修の集中によるものである。今後のカリキュラム改訂によって，順次履修者増は解消されていくものと予測される。

保健医療学部においては，クラス単位で受講する科目がほとんどであるため，20～50 人の人数で授業が行われている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

施設設備の整備，その有効的な活用については，今後も学生及び教員（非常勤講師を含む）の要望を聞く機会を設け，それらを取り入れつつ整備していく。学生の主体的な学修を促進し，十分な学修時間を確保するために，必要な機器（パソコン，プレゼンテーション機器）と情報環境（無線 LAN 環境の強化）を整備すること及び学修ス

ペースを確保することを推進する。

また、授業終了後も学内施設で自修する学生に対して、図書館及び図書館以外の施設の開放を進める。

教養教育科目および発達教育学部専門科目において100人を超えて行う授業がある。カリキュラム改訂の学年進行により、特定の科目に履修が集中する場合がある。履修人数の増加が予測される科目については、当該年度までの履修者数を把握し、翌年度の履修者数の予測精度を上げて開講数を調整する。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望等は、科目ごとに実施している「学生による授業改善のための実態調査」により把握している。「学生による授業改善のための実態調査」は、学期末に基本全科目を対象として実施し、学生へのフィードバックに加えて、集計結果を共有することにより、授業内容・方法の改善及び教育の質の向上等の活用に努めている。なお、質問項目には授業の成果についての項目があり、「この授業を通して自分で主体的に学修を行うことが増えた。」等について、5段階の評価を実施している。これにより、学生自身の授業の成果を把握している。さらに、自由記述欄を設け授業に対する改善意見等記入できるようにしている。教員も、フィードバックされた調査結果を参考に授業報告書として、「学生の受講態度」、「理解状況」、「改善事項」等を記載し、FD委員会に提出している。併せて、30年度より、発達教育学部の1年次2名の学生代表に「学生による授業改善のための実態調査」全般に関する意見聴取を実施した。また、各学部の教務委員会に代表学生が参加し、直接学生の意見・要望の聴取を行った。聴取された意見・要望は、関係各課・委員会と共有された。これらを踏まえ、FD委員会では学生の学修支援に関する意見・要望を把握・分析し対応を各委員会、教員、事務局に依頼し、結果を取りまとめ、FD研修会で改善等を検討し、次年度の学生の学修支援を行うこととしている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望等はクラス担任やゼミ担任等による聴取はもとより、投書箱への投書や年度末に実施される学生の満足度アンケート等により、常に受け止め反映できる体制を整えている。

1 年生には入学直後にクラス担任による個別面談を実施し、経済的支援や健康相談を含む生活上の悩みや戸惑い等に必要な支援的対応を丁寧に行っている。また必要に応じて関係委員会へ回付するなど、学生の意見に対応できる体制をとっている。

年に1度行われる定期健康診断において、心身に関する健康相談は全ての学生と行い、学生の意見・要望を把握している。また、その結果を基に保健資料作成や学生理解のための資料購入に繋げている。学生の健康相談については、健康管理室およびクラス担任やゼミ担任によって常時相談ができる体制になっている。

学生の声を何でも広く吸い上げるために、投書箱は学内2か所に設置している。定期的に投書を確認するとともに、学生委員長に報告し、必要に応じて関係委員会へ回付するなど、学生の意見に対応できる体制をとっている。また、学生から施設などの要望は学友会を経て、学生委員会に提出される体制になっている。さらに、クラス担任・ゼミ担任など全教員が随時学生の個別の意見・要望を受け入れ、必要に応じて関係委員会へ回付するなど、学生の意見に対応できる体制をとっている。

毎年、1月から2月にかけて、第2学年、第4学年生全員を対象に履修登録、時間割、授業内容、図書館、キャリア支援、サークル活動、教員・事務局の対応、施設・設備等学生生活全般に及ぶ項目について、5段階評価及び自由記述によるアンケートを実施している。5段階評価については、「3：普通」を除き、「5：とてもよかった」・「4：よかった」を満足群、「2：あまりよくなかった」・「1：よくなかった」を不満足群として集計し、グラフ化した。自由記述については、全記述を集約し、記述内容を分類し、全学の委員会及び該当する事務局で検討し、できる限り学生からの要望に応え、よりよい学生生活を送れるよう改善に取り組んでいる。

近年では、学生の要望から、フットサルコートでの夜間照明の設置、サークル活動を含む学内施設利用時間の延長およびそれに伴う学園バスの増便、体育館へのロッカーの設置、体育館へのAEDの設置、サークル棟への除湿器の設置などの環境整備が順次、適切に行われている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望は、「学生満足度アンケート」により5段階のマークシート方式と自由記述欄で把握している。

「学生満足度アンケート」は、2年生と4年生全員に実施している。

（【資料 2-6-1】 「学生生活満足度調査集計結果」）

それぞれの平均値は、全体としては毎年あまり変化がないが、「学習環境としての施設・設備」2年生 3.6 に対し、4年生は、3.3 と低くなっている。「試験資格、進学や就職等に関するキャリア支援」も2年生 3.5 に対し4年生 3.2 と低くなっている。「事務室の対応」2年生 3.6 に対し4年生 3.0 である。

また、自由記述欄に Wi-Fi の全棟完備、教室エアコンの温度管理、ICT 機器特にタブレット端末の利用、図書館の時間延長等の要望があった。これらについて、自己点検評価委員会で取りまとめ、各担当課等へ依頼し、改善を図った。改善結果等については、学生ポータルサイト U.navi で学生にフィードバックしている。

Wi-Fi については平成 30 年度に整備を完了している。教室のエアコン管理について

も改善を検討している。また、タブレット端末等 ICT 機器については、スタディコート、トライアルコートで用意され、授業利用できること。図書館についても平日 9:00～21:00 迄利用できることと、延長の要望があれば検討すること等を回答している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画では、学修環境の整備を通して学修上の利便性を向上させること、学外における実習を支援する体制を強化することをあげている。学生の意見・要望をより汲み取る体制を整備していく。

[基準 2 の自己評価]

学生受け入れについては、大学全体及び学部のアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明確に示すとともにホームページ、入学試験要項等で確実に周知している。入学者選抜については、多様な入試区分を設定し、アドミッション・ポリシーに基づき適切に実施している。

また、学生が大学で学ぶために必要な学修支援（学生の生活、健康、課外活動、心理相談、ハラスメント、キャリア支援、学生サービス）に教職協働あたり、適切な学修環境を整備するとともに、それらの実現と改善のために学生の意見、要望を把握する仕組みを整え活用している。

以上のことから、学生受け入れ、支援、環境整備等について、組織的環境が整備され、学生の成長促進、社会で活躍することができるための専門的知識・能力を授けるという求めに十分に応えており、総合的に見て、基準 2 を満たしていると判断できる。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

教育目的とディプロマ・ポリシーの関係については基準 1 において説明したとおりである。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、毎年 4 月に学生に配布する履修要項に明記してある。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーをシラバスに反映させており、

個々の科目に到達目標が書かれている。この到達目標に達していることが単位認定基準となっている。

進級基準、卒業認定基準については、毎年4月に学生に配布する履修要項に明記してある。これにより、学生および教職員に周知されている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

〔全学〕

単位制度の実質化のために履修上限単位数を設定し、学部規程に明記し、『履修要項』に明確に示してある。また、単位制の実質化について、機会あるごとに学生に周知するとともに学生の学修時間を把握するため、学修時間アンケート調査を毎年行っている。単位認定に必要な達成目標はシラバスに明記してある。

GPA 値は、在学生スカラシップの表彰及び卒業時の成績優秀者選考等の参考にしてあるため、GPA 制度は学生の学修意欲高揚に機能している。

(【資料 3-1-1】履修要項)

(【資料 3-1-2】学修時間に関するアンケート調査結果)

〔発達教育学部〕

単位認定、進級、卒業の要件は、『履修要項』に明確に示してある。学生は、年度当初に前・後期の履修計画を立て、定められた履修登録期間に登録することとしている。登録していない授業には、出席しても単位を修得することはできない。

進級制度は定めていないが、欠席の多い場合など、留年とならざるを得ない学生もいる。また、教育実習等については、実施するために必要な授業科目と単位数を指定し、適用している。

単位制度の実質化を保つために、学年ごとに履修登録できる単位数の上限を設定している。登録できる単位数の上限は、学年ごとに 42 単位としている。ただし、教諭の免許及び保育士の資格を複数取得しようとする場合には、卒業に必要な 124 単位以外に、それぞれの基準に指定された科目の単位を修得する必要がある。また、学生の希望がある場合には、GPA 値を満たした上で副専攻の履修も認めている。そのため、GPA 値が一定値以上であることを条件として、48 単位を限度として履修登録を認めることとしている。これらの履修登録単位数の上限に関しては、学部規程の細則に明記されている。

学科の教育課程において、指定した必修科目及び選択必修科目の単位を満たすことを卒業要件としている。卒業に必要な単位数は、卒業研究を含めて 124 単位である。

(【資料 3-1-3】植草学園大学発達教育学部履修登録単位数の上限に関する細則)

(【資料 3-1-4】発達教育学部 学年 GPA 値の推移)

(【資料 3-1-5】発達教育学部における実習に係る履修要件に関する申し合わせ)

〔保健医療学部〕

単位制度の実質化については、年度当初に開催されるオリエンテーションで詳しく説明している。卒業に必要な単位数は 126 単位である。履修登録単位数の上限に関

しては、学部規程の細則に明記されており、第1学年と第2学年が48単位、第3学年が45単位、第4学年が40単位である。履修科目の登録をコンピュータ上で行うため、上限を超えて登録できないようになっている。また、GPA制度を導入し、GPA値が基準より高ければ、翌年度の履修登録単位数の上限を高くすることができるようにしているが、保健医療学部の場合には、必修科目が多いため時間割上のゆとりが少なく、上限を超えて履修登録を行う学生はほとんどいないのが実状である。

単位の認定、進級及び卒業の要件については学部規程に明記している。客観的な成績評価を行うために、学部において成績評価基準を策定している。単位認定の主な基準は、国家試験の知識レベルと外部の臨床実習において行うことのできる技能レベルである。これを基に各教員はシラバス上に成績評価基準を明示している。第2学年から第3学年、第3学年から第4学年への進級要件については履修要項に明示している。進級の判定及び卒業の認定については学部教授会の議を経て決定される。

単位認定、卒業要件等は、適切に規定され、認定に当たっては、各科目担当教員並びに全教員による協議のもとでそれぞれの学生に関する議論がなされ、厳正に運用されている。次年度の学外実習を行うためには前年度の必修科目の単位を取得しなければならない規定となっているので、第2学年から第3学年、第3学年から第4学年への進級において、単位未認定のための留年者が発生している。留年者に対しては、担任が定期的に、相談及び指導を行って学生の学修が進展するように支援している。

(【資料3-1-6】保健医療学部 学年 GPA 値の推移)

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

[全学]

両学部とも、履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質化に対応している。発達教育学部においては、28年度入学生からは、一年次から専攻別クラス編成とし、副専攻履修要件を定めた。これにより学生が自身の将来を考え、専攻分野を主とした科目選択をするようになった。

単位の实質化と学生の学修時間を大幅に増加することを目指して、授業シラバスに予習(事前の学修)、復習(事後の学修)、展開(授業内容の発展的自己学修)に関する記述を加え、実際の授業において、事前事後の学修が必要な授業を展開することとする。その効果を検証するため、今後も学修時間調査を継続して行い検証を続ける。

(【資料3-1-7】授業概要(シラバス))

[発達教育学部]

発達教育学部にあっては、学生に対して自分の主専攻を意識し、専攻分野と履修科目との関連性に留意して科目を選択するように引き続き指導することとする。

〔保健医療学部〕

単位未認定者を極力減少させるよう、成績下位の学生に対し、きめ細かい指導をすることはもとより、留年者に対しては学修効果を高めるためのプログラムを設定する。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの関係については基準1において説明したとおりである。

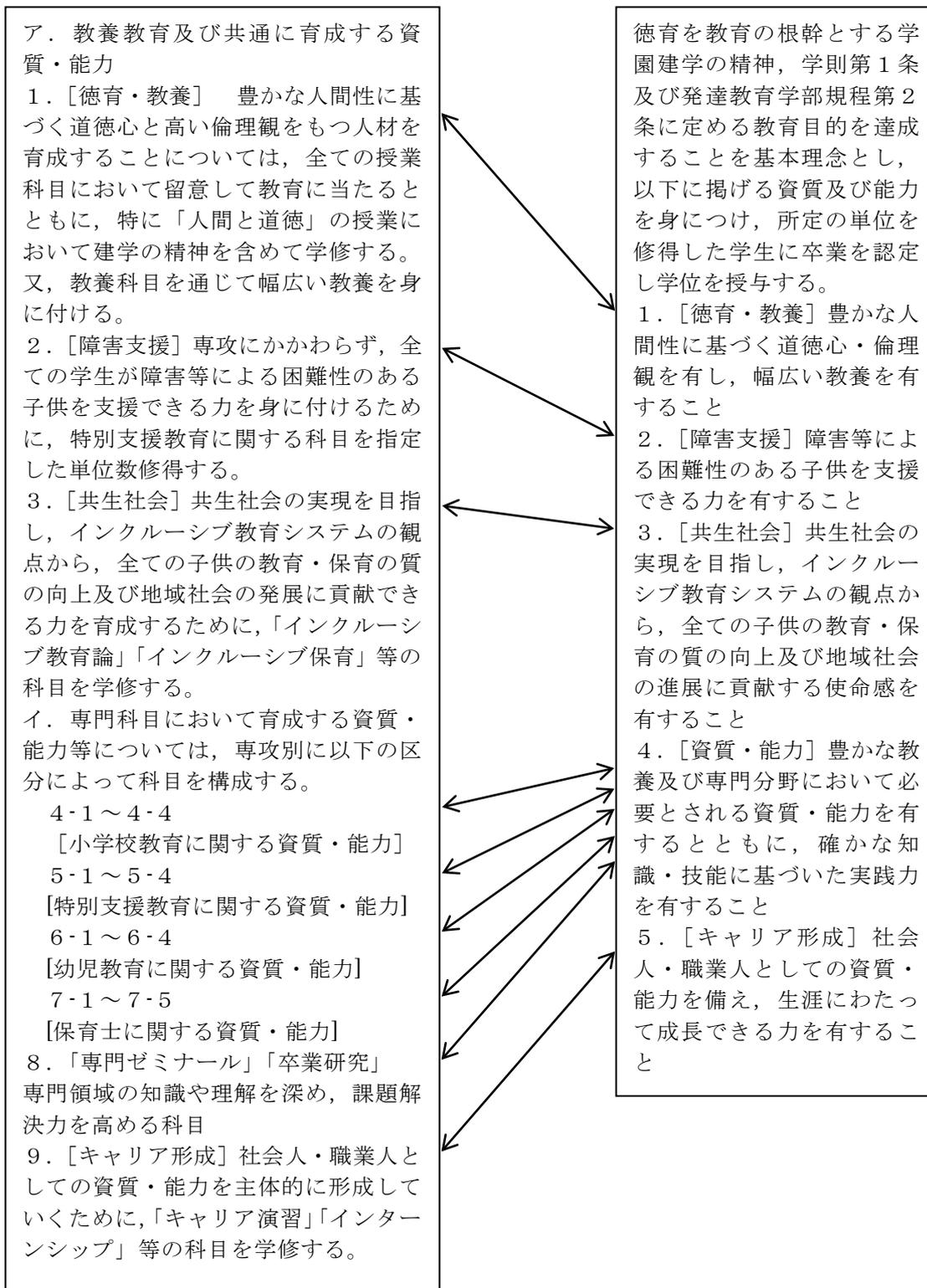
カリキュラム・ポリシーは、学生および教職員に周知されている。全ての科目のシラバスにおいて、「授業内容・授業計画」欄に当該科目とカリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーとの関連について明記してある。

また、本学ホームページ上にも公開しており、シラバス作成時にもそれを踏まえるように教員に周知している。学生にもそのことはオリエンテーション等で伝えている。

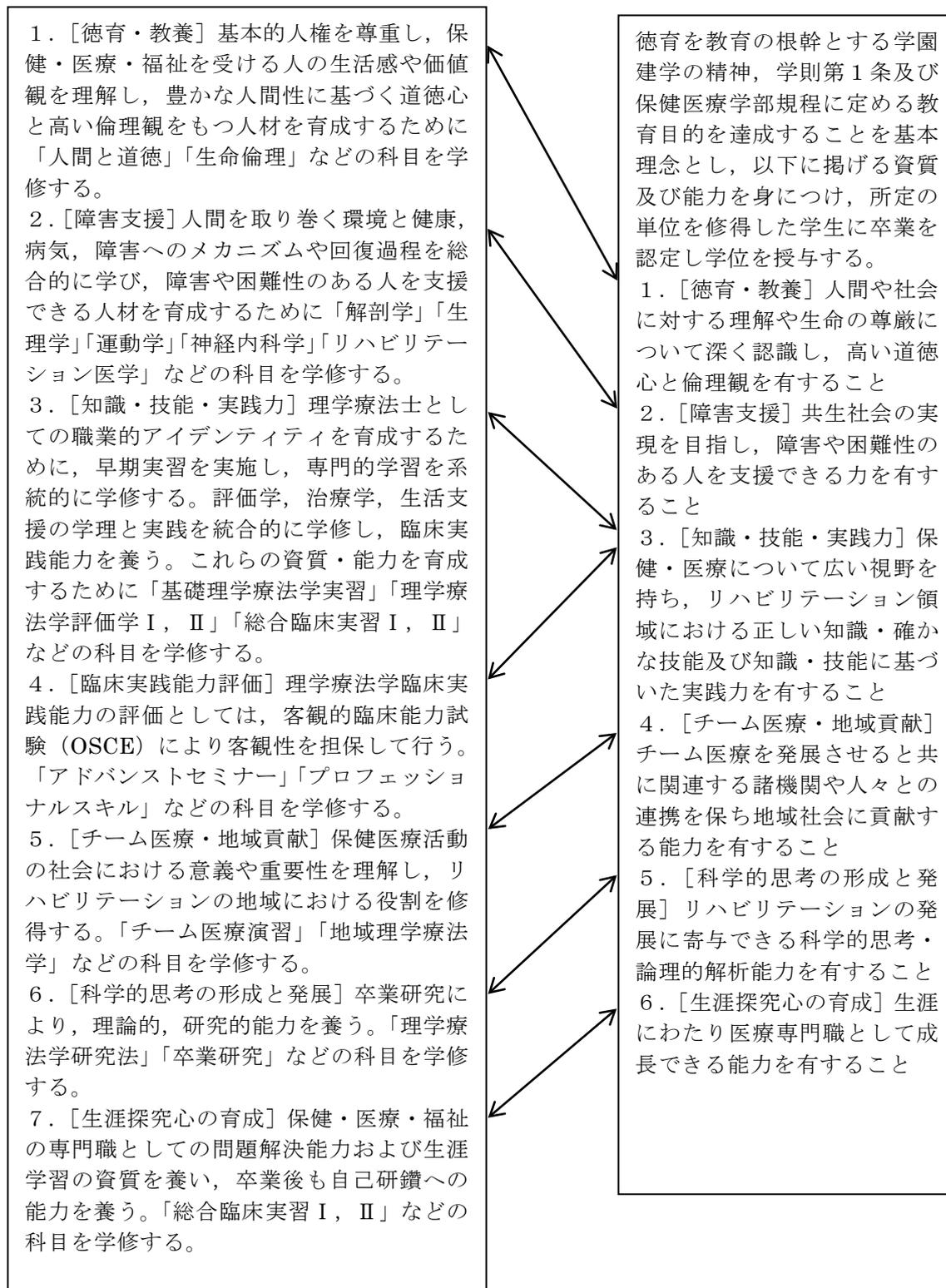
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

両学部とも次の図のようにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの項目にタイトルをつけ、関連性を明確にしている。「徳育・教育」「障害支援」に関しては、両学部共通のポリシーである。また、全科目のシラバスの「授業内容・授業計画」欄に、「ポリシーとの関連」という項目を設けており、そこにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと当該科目との関連を明記している。そのため、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が学生にも理解できるようしている。

発達教育学部におけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係
 カリキュラム・ポリシー ディプロマ・ポリシー



保健医療学部におけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係
 カリキュラム・ポリシー ディプロマ・ポリシー



3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

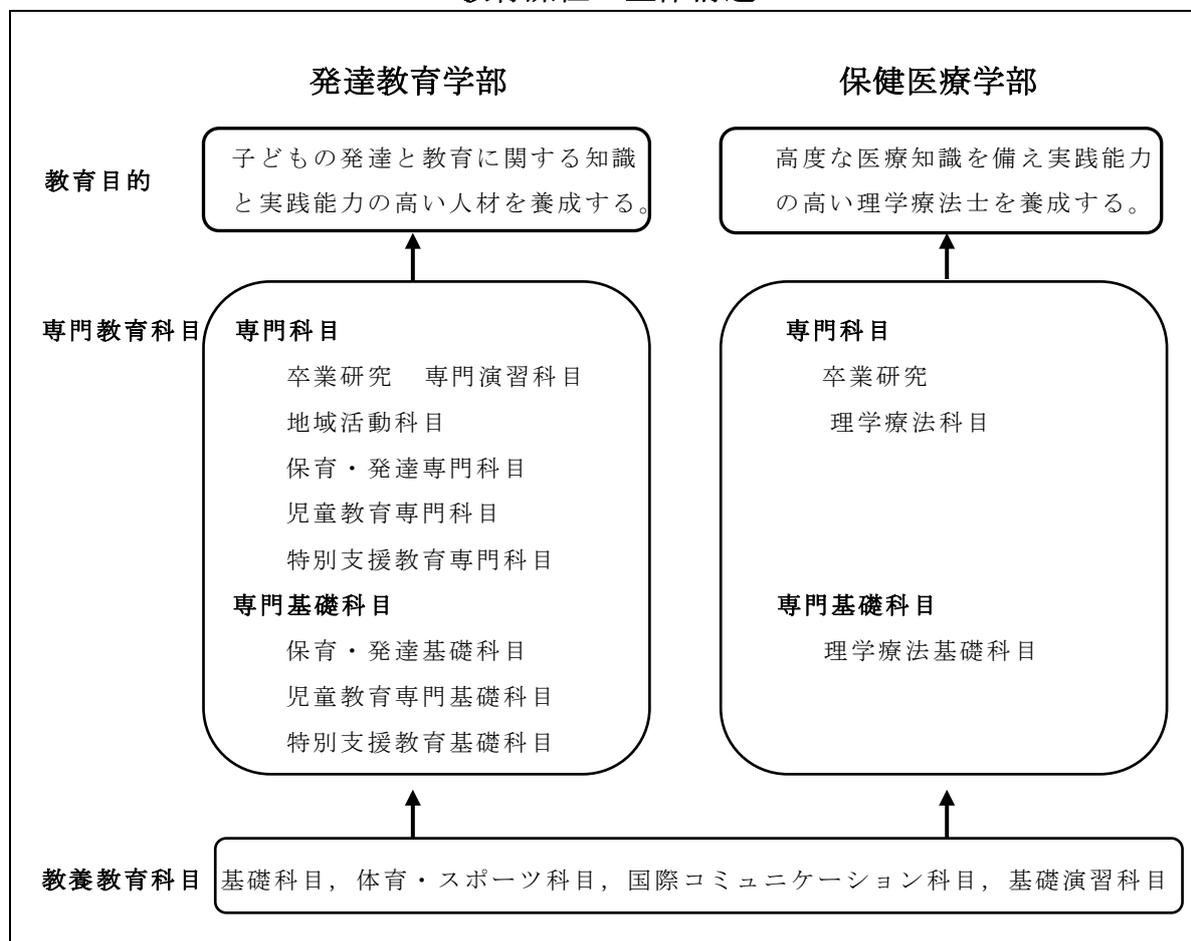
教育課程の全体構造は次のようになっている。教養教育科目は、社会人（現代社会に生きる人びと）に共通に求められる知識や思考法を養うこと及び専門分野の学習への橋渡しとなる基礎的学力を養うことを目的としている。両学部に通講している。

専門教育科目は専門分野における基礎的・基本的な内容の科目を専門基礎科目として配置し、より高度で専門的な内容の科目を専門科目として配置している。

授業科目には、記号番号（ナンバリング）を付し、教育課程の体系に沿った授業科目の位置づけを明示している。履修要項のカリキュラム表にナンバリングを記載し、それによって履修を進めるように学生に説明している。

両学部ともカリキュラム・ポリシーにこれらの教育課程の体系的編成を示している。

教育課程の全体構造



[発達教育学部]

《教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）》

卒業認定・学位授与の方針に掲げる知識・技能、資質などを修得させ、教育上の目的を達成するために授業科目を以下の科目の構成、学修内容、学修方法等によって体系的に編成する。

科目の構成と学修内容

ア. 教養教育科目

基礎科目及び体育スポーツ科目、国際コミュニケーション科目、基礎演習科目を通じて広く豊かな教養を身につけ、身体の健康を保ち、コミュニケーション能力を高める。授業科目「人間と道德」及び「日本国憲法」を必修科目とする。多方面の教養科目を通じて幅広い教養を身に付ける。基礎演習科目には、初年次教育及びリメディアル教育の内容を含め、大学における学修の基盤を形成する。

イ. 専門教育科目

学修内容の程度に応じて専門基礎科目と専門科目に区分する。専門分野に従って専攻・コースを設ける。又、学修の体系に応じて必修科目、選択科目の区分を設け、併せて学修の順序に応じて履修学年を指定する。

・専攻は、小学校教育専攻（小学校教諭養成）、特別支援教育専攻（特別支援学校教諭養成）、幼児・保育専攻（幼稚園教諭、保育士養成）の3専攻を置く。

ウ. 特別支援教育科目

本学部の特長である障害等のある子供への支援能力を育成するために、特別支援教育に関する科目をすべての専攻において学修するものとする。

エ. キャリア形成及び主体的学修

社会人・職業人としての資質・能力を育成するために、キャリア形成を促進するための科目を設けるとともに、進路に応じたボランティア活動、インターンシップ活動を認定する科目を設け、学生の主体的な学修を支援する。

オ. 専門ゼミナール及び卒業研究

学士課程における学修の専門性を深め、課題を分析、考察する能力を高めるために、必修科目として「専門ゼミナール」及び「卒業研究」を設ける。

学修方法

・学内における授業は、講義、演習、実験・実技に区分して行う。学生の主体的な学修を促し、学習効果を高めるため、これらの方法を交えたり、教育機器やICT技術を用いたりして行う。

・学外において、学校や施設を見学したり、実習によって職業を体験する機会を設け、職業人としての実践的な能力を高める。

学修成果の評価

・学生個人の学修成果の評価

科目の修得状況については、修得科目数及びGPA値等によって評価する。

・学部・学科の教育成果の評価

年度ごと、学年ごとに履修者数、修得者数、GPA値及び学生による授業評価等によって評価する。

資格、免許取得状況については、年度ごとに関連の模擬試験、採用試験結果等を参照して評価する。

[保健医療学部]

《教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）》

卒業認定・学位授与の方針に掲げる知識・技能、資質などを修得させ、教育上の目的を達成するために授業科目を以下の区分、体系性、学修内容、学修方法等によって編成する。

学修内容

ア. 教養教育科目

建学の精神を学修する科目として「人間と道徳」を必修とする。学部の専門教育科目の基礎知識として「心理学」「基礎生物学」「統計学入門」及び「コミュニケーション論」を必修科目とする。

その他の教養教育科目においては広い教養を身につけ、体育スポーツ科目においては身心の健康を保ち、国際コミュニケーション科目においてはグローバルコミュニケーション能力を高める。基礎演習科目においては、初年次教育及びリメディアル教育の内容を含め、大学における学修の基盤を形成する。

イ. 専門教育科目

基礎医学、臨床医学および社会医学を学ぶ専門基礎科目と理学療法の知識と実践を学ぶ専門科目に区分する。これらは領域と学修の体系に応じて必修科目、選択科目に区分し、履修の順序に応じて学年を指定する。

ウ. 臨床実習科目

専門的職業人としての資質・能力を育成するために、臨床実習科目を置く。これにより臨床における問題解決力および主体的な学修を高める。

エ. 卒業研究

医療専門職として科学的思考の形成および生涯探求心の育成を目指し、保健医療・リハビリテーションの発展に寄与する卒業研究を必修とする。

学修方法

- ・学内における授業は、講義、演習、実習として行う。これらの授業においては、教育機器や ICT 技術を用いて、学生の能動的な学修を促し、学習効果を高める。
- ・学外においては医療施設において臨床実習を行い、職業人としての実践的な能力を高める。

学修成果の評価

・学生個人の評価

科目の修得状況について修得単位数及び GPA 値によって評価する。

・学部・学科の教育成果

授業科目に関しては、授業評価アンケートにより学生の評価を受ける。

学部・学科全体の教育成果の評価としては国家試験結果等を参照する。

(【資料 3-2-1】科目ナンバリング及び教育体系)

(【資料 3-2-2】平成 30 年度発達教育学部教育課程)

(【資料 3-2-3】発達支援教育学科の教育課程)

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育科目は、社会人（現代社会に生きる人びと）に共通に求められる知識や思考法を養うこと及び専門分野の学習への橋渡しとなる基礎的学力を養うことを目的と

している。両学部に共通に開講している。学生にとって内容の分かり易い科目名および実情に即した科目名になっている。

「英語」・「文章表現演習」においては新入生を対象としたプレースメントテスト（英語，国語）を実施しており，英語の学力別クラス編成を行うことによって基礎力を確保するとともに，上級者には高度の学力を身につけられるようにしている。国語のプレースメントテストの成績によっては，「文章表現演習」が必修ではない専攻の学生にも履修を強く勧奨し，文章表現力の向上を図っている。

（【資料 3-2-4】英語，国語プレースメントテスト概要）

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

〔全学〕

《シラバスの整備》

科目ごとに，教育目的及び教育課程における位置づけを踏まえたシラバスを作成し，大学ホームページ上にも公表している。

シラバス作成は，学長および教務委員会を中心に検討し，書式を統一している。記述事項は，科目の基本情報（科目区分，科目ナンバリング等）の他，ポリシーとの関連，授業のキーワード，学生の到達目標，授業の内容（1回毎の内容），予習・復習の内容およびそれに費やす学修時間，成績評価の基準および方法，教科書および参考図書，オフィスアワーとなっている。特に「予習・復習・展開」については，毎回の講義ごとにその内容を記載し，学生が教室外で学修を進められるようにしている。各教員が作成したシラバスの内容については，各学科主任および教務課において点検し，より適切な記載になるように努めている。

《アクティブ・ラーニングなど，授業内容・方法の工夫》

教育方法については，個別指導を要する授業では少人数編成による授業とするなど，密度の高い授業ができるようにし，科目の特性に合わせて演習や実験・実習授業を展開するなど，様々な工夫を行っている。例えば，ピアノの演奏や伴奏しながら歌う科目では，個別指導を行う必要があり，一コマ 90 分の授業で 10 人程度を 1 クラスとして，同時に数クラス開講している。外国語科目においても 1 クラス 20 人を標準としてクラスを編成している。特に必修の「英語 I」では学力別クラス編成を実施し，基礎学力の確保と上級者の学力向上を図っている。

教授方法の開発に関しては，体育担当教員等による ICT 機器を活用した授業方法の工夫など，常に新しい教授方法の開発に努めている。

特に，学生に主体的な学修を促し学修時間の増加を図ることをねらいとして，FD 研修会において主体的な学修（アクティブ・ラーニング）に関する教員の理解と実践を促している。また，シラバスの書式を改善し，すべての授業に「予習，復習，展開」を記載しており，その記載に応じた授業（双方向型授業など）を展開するように求めた。その成果は，今後も確認・検討が必要である。学修時間調査では，学修時間がほぼ横這いである。図書館やスタディコートの活用を促すなど，学生の主体的な学びを支援できるように努めた。

〔資料 3-2-5〕学修時間に関するアンケート調査結果

【発達教育学部】

授業科目は、教育課程の編成方針に即して適切に設定されている。教育方法についても、段階的・系統的学修、少人数教育、ボランティア体験学習等様々な工夫を行い、教員もアクティブ・ラーニングの考えを踏まえて、主体的・対話的な学びを重視して工夫し、一定の効果を上げている。

担任指導制度は学生個々に丁寧な対応が可能となり、成績評価のフィードバック等の場面で効果的に機能している。

初年次教育としてエレメンタリーセミナー内で実施している参観学習等の早期体験学習はモチベーションを高め、保育者、教育者の職業人としての自覚を高めている。インターンシップ・ボランティア活動をより充実させるために、平成 30 年度入学生からは、学生が参加しやすい「社会貢献・地域支援活動」と、より深く現場に関わる「インターンシップ活動」を設定し、内容や条件も実情に合わせて改定した。現場に対する意識が以前よりも高まることが期待される。

主要科目は専任教員が基本的に担当し、必要に応じて高度な専門性を備えた非常勤講師等を登用して、全体に体系的・系統的な教育を学生に提供している。

【保健医療学部】

本学部においては、初年次からの見学実習の導入が学生の意欲を引き出している。また、障害者・高齢者の福祉や心理に関する科目は、本学の建学の精神である徳育の教育でもあり、学生が臨床実習に臨む上での基本となっている。しかしながら、高校で物理・化学を学んでいない学生が多く、基礎科目の学修目標の達成が困難な学生もいる。平成 28 年度より、「自然科学基礎演習」を開講し、理学療法学を学ぶ上で必要な物理・化学・生物学を学修している。授業科目・実習は専任教員を中心とし、必要に応じて高度な専門性を備えた非常勤講師を登用して全体に整合性のある教育を学生に提供している。

幅広い教養と倫理観を持つために、自然科学、社会科学、語学だけでなく、障害者・高齢者の福祉や心理に関する教育を行っている。実践能力を高めるために学内では役割練習、実技練習、評価実習を取り入れている。また、学外臨床実習を効率的に行うために、見学実習、グループ実習、地域理学療法学実習、評価学臨床実習、総合臨床実習へと段階的に進めている。特に、第 3 学年後期には評価学臨床実習、総合臨床実習に進むための OSCE（客観的臨床能力試験）を行っている。OSCE に関しては、他学年の学生や臨地教育講師が模擬患者となり学部内教員はもとより外部からも評価者を招き、臨床実習に近い形で実施している。本学部の特色である OSCE 評価は学生がスムーズに臨床実習に進む上で必要不可欠なものになっている。

〔資料 3-2-6〕平成 30 年度第 3 学年評価学臨床実習前 OSCE 手引き

〔資料 3-2-7〕平成 30 年度第 4 学年臨床実習後 OSCE 手引き

授業科目・実習は専任教員を中心とし、必要に応じて高度な専門性を備えた非常勤

講師を登用して全体に整合性のある教育を学生に提供している。開学当初のカリキュラム編成では、第2学年前期に必修科目が集中しており、分散化する必要がある、また、各科目間での整合性についても検討が必要であった。平成24年度から適用したカリキュラムによって、これらの点を改善した。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

〔全学〕

シラバスの作成にあたり、教員に対して、学部の教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、科目の目的、到達目標、授業毎の内容、予習復習の内容および時間等を記述することを求めるとともに、作成されたシラバスの記載内容について毎年点検し、より精選化に努めている。従ってシラバスの整備は適切といえる。

教務委員会、学生委員会を中心として、社会的ニーズ、学生のニーズ、生活実態、学力の多様化に対応できるよう、授業科目や授業内容、教育方法について継続的に見直しを図っている。また、学生の実態を十分把握できるようなアンケート調査をFD委員会、自己点検委員会等で実施し、その結果をそれぞれの委員会で分析・検討し、対応策をまとめて、順次改善に移している。この種の見直しと改善は、継続して行っていく。

（【資料 3-2-8】 学生生活満足度調査結果に対する回答）

よりよい授業を志向して、教育目的を十分に共有するために「非常勤講師との懇談会」を定期的に行い、専任教員と非常勤講師との意思の共通化を図り、各科目の目標と教育目的との整合性、科目間での扱い範囲の調整等について課程ごとに実施し、教授方法の工夫等について意見交換を行った。専任教員に関しても教授会や学部ごとの教員会議でより共通理解が深められるよう取り組んでいる。教員間のFD研修会を継続的にを行い、それぞれの授業改善の工夫について情報交換を行い、授業方法等の改善を図っていく。

〔発達教育学部〕

発達教育学部にあっては、平成31年度教職課程再課程において1月に認定を受けた。時代の要請に応じたカリキュラムを構成し、学生の資質・能力を伸ばすための授業となるよう各教員による不断の創意工夫を継続する。学生に対して自分の主専攻を意識し、専攻分野と履修科目との関連性に留意して各々のカリキュラムに則り科目を選択するように指導することとする。また、学生の学修状況を踏まえて、個々の学生にきめ細やかで具体的な支援ができるように常に努めていく。

〔保健医療学部〕

平成27年度から、本学のカリキュラムと理学療法士国家試験の出題基準との整合性について検討し、平成30年度のシラバス作成の参考とした。令和2年度から、新しい「理学療法士作業療法士養成施設指定規則」（一部改正）が施行されるため、これに

則り学修効率が高く高度な知識を網羅する教育課程を目指す必要がある。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

平成 24 年 12 月以来、毎年学生の学修時間調査を行ってきた。平成 30 年度の結果においても、自学自修時間は、全国の大学生を対象にした調査と似た傾向が見られ、大学で受ける授業コマ数に関しては、全国平均よりやや多かった。これは、本学では免許・資格を取得するための授業科目が多いことによるものである。学生もそのことを理解していると思われる。

発達教育学部の学生については、全員に自己の学修状況を「授業科目履修状況確認票」および各専攻の「資質・能力自己評価票」を学期の中間や期末に記入させ、クラス担任教員または専門ゼミナール担当教員が点検のうえ、個別指導を行っている。学生個人の学修状況を把握するとともに、教育目的の達成状況を推察する資料としている。

保健医療学部の学生については、学生数が少ないこともあって、個々の学生の学修状況は、クラス担任教員が、常時把握しており、必要に応じて指導するとともに、理学療法士国家試験過去問題や模擬試験問題への正答率など、具体的な数値として教育目的の達成状況を把握している。保健医療学部の授業では、「小テスト」や「復習テスト」を取り入れている科目が多い。簡単なテストであるが、継続的に行うことで自学自修の習慣が付き、学生も教員も教育目的の達成度を点検することができるようになっている。

教員の教育目的達成については、年度目標において、学部の目標を理解するとともに、授業シラバスにおいて、授業ごとに達成目標を明記し、目標を達成することを目指して授業を展開している。学期末に、授業ごとに、学期中の授業を振り返り、授業の目標・ねらいについて「授業報告書」に所見を記載し、目標の達成状況を確認している。

全学としては、学期の終盤に行う「学生による授業改善のための実態調査」アンケート結果に基づいて、各教員が改善策を最終授業内で学生に説明し、結果を「授業報告書」として FD 委員会に提出している。「授業報告書」は、学内で回覧して、授業改善の参考に供し、教育目的の達成度を高めるようにしている。

【資料 3-3-1】模擬試験実施状況

【資料 3-3-2】授業改善のための実態調査集計結果

【資料 3-3-3】発達教育学部発達支援教育学科：三つのポリシー

- 〔資料 3-3-4〕保健医療学部理学療法学科：三つのポリシー)
〔資料 3-3-5〕「卒業認定・学位授与の方針」, 「教育課程編成・実施の方針」及び
「入学者受け入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン)

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生へのフィードバックは、毎学期の終盤の時期に実施している「学生による授業改善のための実態調査」の結果を、即座に担当教員に戻し、項目ごとのランク評価結果及び記述事項について、最終授業において、学生に説明や回答を行って、学生の意見が反映されるようにしている。

また、教員は、学生の評価結果についてどのように対応したかについて、学期末に「授業報告書」の中に記載することになっている。全教員の「授業報告書」をまとめて教員間で回覧して、改善のための資料として利用できるようにしている。結果、全学として主体的な学修を促進するための授業を積極的に取り入れることを確認している。平成 30 年度の第 2 回 F D 研修会においては、「学修成果の可視化」をテーマとしてグループ討議・発表を行い、各教員がどのように学修成果の可視化に取り組んでいるか情報を共有し、また関連する問題点についての対応策について討議した。全学として「可視化」に対する取り組みを継続することを確認した。

両学部とも授業担当教員は学生の受講状況を担任教員やゼミ担当教員に伝達し、教員が個別学生の受講や勉学に関する相談に応じ、場合によって、授業担当教員と受講について意見調整を行っている。また、前期第 5 週に教務課が出欠状況調査を行い、学生の出席状況を把握している。これを踏まえ、欠席の多い学生の指導を行っている。両学部のそれぞれの教員会議において、毎回、学生に関する情報交換の時間を設け、全教員が情報を共有し、細やかな指導ができるようにしている。

発達教育学部においては「授業科目履修状況確認票」および各専攻の「資質・能力自己評価票」に基づいた学年ごとの担任指導制度は、学生個々に丁寧な対応が可能となり、成績評価のフィードバック等の場面で効果的に機能している。3, 4 年次のゼミ担当者からの学生個々への指導はさらに丁寧で具体的に対応できている。学生成績表に基づいた個別の面談も資格取得や卒業に向けて学生個々に応じた対応の場として有効に活用されている。

〔資料 3-3-6〕平成 30 年度学生による授業改善のための実態調査実施要領他)

〔資料 3-3-7〕平成 30 年度授業報告書)

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

「学生による授業改善のための実態調査」や「授業報告書」を活用して、引き続き、教育内容・方法及び学修指導の改善を図っていく。「学生による授業改善のための実態調査」での学生の意見を確実に授業改善へ反映させ、その改善内容が「授業報告書」で明確になるような運用を教員に求めていく。

[基準3の自己評価]

基準項目 3-1 から 3-3 までの自己判定に基づき、総合的に基準3を満たしている。

特に、3つのポリシーにおいては整合性を取るよう策定し、平成29年度より教員ならびに学生に周知している。教員は、これらのポリシーを基にそれぞれのシラバスを作成している。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては適切に実施しており、毎年学生の実態を踏まえた改善を計画的に進めている。

以上のことから、本学の理念に基づいた教育課程が設定され、適切に履行されており、総合的に見て、基準3を満たしていると判断できる。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定は学長が行う。学長は、学則に基づいた大学運営協議会と両学部の教授会の意見を勘案し、意思を決定する。大学運営協議会では議決は行わないものの、学長、副学長、学部長、学科主任、学園事務局長、大学事務局長によって組織し、両学部(発達教育学部、保健医療学部)に関わる教育研究上の重要事項を協議する。学部の教授会は、学部長、教授、准教授、講師、助教等の教員、学園事務局長、大学事務局長で組織し、各課長・室長も陪席し、学部における教育・研究、教育課程、学生の入学、卒業また、身分異動等を審議する。

教授会の下には各種委員会を設置し、教授会の審議を適切に行うため、事前に委員会において事案の検討と調整を行っている。

委員会は、両学部の委員から構成し、大学の組織としているが、学部に係る事案については、学部の委員会を構成し協議している。

全学的な委員会としては、人事委員会、将来構想検討委員会、自己点検評価委員会、FD委員会、入試広報戦略委員会等を置いている。

人事委員会は、学長を委員長とし、副学長、学部長、学科主任、学園事務局長で組織し、将来構想検討委員会には、図書館長、大学事務局長を加えた構成である。また、自己点検評価委員会は、副学長を委員長とし、学部長、図書館長、学科主任、全学学生委員長、全学入試委員長、学部教務委員長、学部キャリア支援委員長及び学園事務

局長，大学事務局長に加え，各課長・室長で構成している。FD委員会の構成は，副学長を委員長とし，学部長，学科主任，学部選出教授，大学事務局長，企画・情報管理室長である。

人事委員会は，学長の下に置かれ，教員の採用，昇任等を集中的に審議し，その審議結果を理事長・理事会へ上申するとともに，教授会へ報告することとしている。なお，人事の決定・発令は理事長権限である。

委員会は，定期的な開催と随時開催の場合がある。委員会の審議結果が教授会等の意思決定をしっかりと支えている。

各委員会の構成，役割等については，全ての委員会が規程により明確に示されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長は，常務会の構成員であるとともに，学園の理事，評議員である。常務会での協議を経て，理事会，評議員会で学園の運営方針を決定しており，学長は，学園全体の運営状況を理解の上，大学運営に関わることができている。

また，学長は，大学運営上重要な大学運営協議会の議長を務めるとともに，人事委員会は学長の下に置き，委員長を担当する。将来構想検討委員会も学長が委員長となっており，学長のリーダーシップを発揮しやすい組織体制としている。また，学長の業務執行を補佐するため，副学長を置いている。

学長と理事長は，定期的開催する理事長・学長会議以外にも，日頃より頻繁に打合せを行い，理事長の意思を踏まえながら，大学の主体性の確立を図り，バランスのとれた運営を行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の配置と役割については，「学校法人植草学園組織規程」により，事務組織に課及び室を置き，職制・職位においては，学園事務局長，大学事務局長，事務局次長，弁天・美浜事務部長，課長及び室長等を置き，その職務内容を定めている。また，それぞれの部署の所管業務と責任を定めている。

更に，各事務組織の職員は，職制による上司の指示に従い，それぞれの事務を処理している。また，事務分掌により，各部署の業務の役割を明確にし，「誰が何を担当しているのか」が分かり易いように，窓口に表示している。

学園全体の人員配置は「学校法人植草学園組織規程」及び「人事基本方針」に基づき，職員の適切な配置と効率的な業務の執行に努めている。

業務執行は，学園の重要事項を審議する常務会及び学園の最高意思決定機関である理事会の審議・決定事項が，教授会や事務局の管理職員で構成する課長会議において，学園事務局長から周知され，学園の現状と目指す方向の共通認識のもとに業務を執行している。

また，管理職員は，大学の運営及び教育・研究等に関する重要事項を協議する大学運営協議会，教育・研究及び教学関係等を審議する教授会に陪席しており，常に教学組織と連携しながら適切に業務を執行している。

さらに管理職員は、関連する各種委員会の構成員として、委員会における検討段階から教学組織と協働し適切に業務を執行している。

また、これらの事項は、課・室におけるミーティングにおいて周知するとともに、意見交換及び情報の共有に努め、さらに、課・室員の意見を吸い上げて、課長会議等において報告・意見交換を行うなど、現状の確認と共通の認識に基づく業務の管理体制を構築している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長の意思決定に必要な大学運営協議会、教授会を支える組織としての委員会の強化が重要である。高等教育を取り巻く情勢の変化に的確に対応すると共に、大学運営や教育改革を積極的に進めるため、委員会において質の高い先見的な審議が行われるよう配慮していくこととしている。委員会には事務局から課長、室長が構成員として加わっているが、審議に有効的な関わりができる課長、室長の能力向上が求められる。また、委員会の機能強化を図るには学長のリーダーシップが不可欠であり、学長を支える副学長、事務局長との連携体制をさらに強めることが必要である。また、教職協働の観点からも、FD・SD 研修を計画的に進めると共に、それを踏まえた、中・長期的な人事基本計画の構築を進める。

（【資料 4-1-1】植草学園大学教授会規程）

（【資料 4-1-2】植草学園大学教授会規程細則）

（【資料 4-1-3】植草学園大学運営協議会規程）

（【資料 4-1-4】学校法人植草学園組織規程）

（【資料 4-1-5】植草学園中期人事基本方針 2018）

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

両学部とも、資格・免許授与の法令基準に教員の最低必要人員数が指定されている。本学においては、教育の質を確保する観点から、定員基準に適合する教員数を配置している。（前述 5 ページに記載の図のとおり）

平成 30 年度中に異動の判明した教員については、採用人事を行い、次年度に欠員が生じないようにした。また、専任教員の業績を勘案して昇任人事を行った。採用、昇任人事については、「植草学園大学教員選考規程」及び「植草学園大学教員資格審査内規」に基づき行われた。これらの措置によって、教育目的の推進及び教育課程の維持に支障が生じないようにし、教育の質の向上に資するようになった。

【資料 4-2-1】 植草学園大学教員選考規程)

【資料 4-2-2】 植草学園大学教員資格審査内規)

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

副学長を委員長とする FD 委員会が FD 研修(全員参加を原則としている)を企画・運営している。FD 委員会は、各研修後にアンケート等で必ずその成果を確認するとともに、次回以降の研修の運営、企画・立案に生かしている。平成 30 年度は、教育内容・方法等の改善に関する 3 回の研修を重ねた。第 1 回(9 月 26 日午後)では、「シラバスの作成方法及びアセスメント・ポリシーを踏まえた成績評価」をテーマに、3 つのポリシーに基づく点検・評価として策定段階にあるアセスメント・ポリシーに関する研修並びに学修支援に関する研修を実施した。本研修は、学生の参加も可として研修案内を学内掲示して、多くの参加を促した。第 2 回(10 月 31 日午後)は、FD 研修の本来的な課題であり、昨年度からの継続課題となっている「ICT を活用した教育内容の改善及び学修成果の可視化」をテーマに、教育内容・方法の改善並びに教育活動における学修成果の可視化の取組みの現状を、バズセッションを活用したグループ討議と発表等により取組んだ。第 3 回(平成 31 年 3 月 7 日午後)は、「学修成果の可視化と質保証」と題し、関西国際大学学長の濱名篤氏による講演を開催した。同日午前中には、非常勤講師との懇談会を開催したこともあり、数名ではあるが非常勤講師の参加もあり、有意義な研修会となった。研修をとおして、教育の質保証と学修成果の評価基準の見える化の重要性等についての認識を共有した。FD 委員会は、各研修終了後にアンケートを取り、次の企画の立案や実施の改善に生かしている。

なお、教職員(全職員と大学・短大・高校の希望教員)を対象とする合同研修が 2 回行われ、近畿大学広報室高橋智子氏による学園広報の講演では大学の広報活動の工夫についての理解を深め(平成 30 年 8 月 21 日)、鈴木康夫弁護士による、「ハラスメント防止」講座では、教職員のハラスメント防止意識を一層高めた(平成 30 年 12 月 26 日)。併せて、教学改革推進センター IR 部門による「学生の退学理由及びその対策」資料をもとにした、グループ討議形式の FD・SD 合同研修も行った。

【資料 4-2-3】 植草学園大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程)

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

教員の採用・昇任については、次年度の状況を的確に捉えつつ適切に補充を行なってきた。今後も教員の異動に伴い適切に確保、配置を行なっていく。

FD については、平成 30 年度は特に、「学修成果と質保証」に関わる研修を重ねた。研修を生かし、教員が認識を共有する中で更により良い学修支援・アセスメント・改善を図っていく。また平成 30 年度には教職員合同の FD・SD 研修も持たれた。教員と職員が共同の課題を認識し、解決に向かう場として今後もこのような機会を持っていきたい。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

年間3回開催する研修委員会において、年間研修計画を定めている。また委員会の中で職員が外部団体主催の研修会への参加状況を確認し、毎年8月と12月に当学園が主催する全職員参加の職員研修会の内容について協議をする。8月と12月の職員研修会については、実施状況を常務会に報告している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学園主催の研修は、職員の実業務に活かせる内容を取り上げたり、グループ討議を取り入れたりするなど、年々充実してきている。外部団体主催の研修会にも職員を計画的に参加させている。

平成30年度のSD研修は、第1回は教育職員及び事務職員全員出席とし、同内容で複数回実施した。(H30.8.21(水), H30.9.12(水), H30.9.26(水)) このため教職員全員が参加することができた。第2回については、142名の出席があり、出席率は82.6%であった。来訪者及び電話対応の各課室職員を除く全員が参加した。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備や研究の基本的な方向付けは、植草学園中期計画(UGPlan2018-2023)並びに、各年度の事業計画に示され、それに基づく施策が実施過程にある。

大学棟の4階には、教授から助手まですべての専任教員に十分な面積を持った個室の研究室を与え、教員の研究活動に配慮した整備となっている。

また、図書館棟では文献検索データベース、電子ジャーナル等の利用促進のため、CiNii(国立情報学研究所学術情報データベース)から当館蔵書検索システムOPACへのリンクを設定している。電子ジャーナルについては、平成30年度より新たに「メディカルオンライン」を契約し、教授会で周知し利用を開始した(年間4,210件のアクセスがあった)。また、文献検索データベース「医中誌Web」への『植草学園大学研究紀要』の収録及び著者抄録の掲載が始まった。蔵書構築については、図書館運営委員

会で選定を行い、平成 30 年度は約 1,290 点を購入した。図書館利用者数は年間約 68,000 人（一日平均約 280 人）で、貸出数は年間約 8,300 冊であった。

委員会組織としては、研究委員会と研究倫理委員会そして動物実験委員会を有している。研究委員会では、主に『植草学園大学研究紀要』の発刊とそれに伴う査読手続きから編集全般にかけて運営を行う。学内共同研究費の配分についても協議事項としている。研究倫理委員会では、「人を直接の対象とする研究」に関し倫理申請が行われた研究課題について外部委員を含め、その審査を行う。動物実験委員会では、所属する研究者が申請する動物実験計画の審査をするとともに、その実験動物が適正に飼養・保管されているかを抜き打ちチェックして、その状況を管理者に報告するなど適正な運用を行っている。平成 29 年度のこととなるが、公益社団法人日本実験動物学会に動物実験に関する外部検証事業による検証の申し込みを行い、同 11 月 17 日に動物実験に係る外部検証を受けた。この検証結果は、規程、体制整備状況、実施状況等について適正に管理・運用されているとの評価を得た。加えて、更なる適切な運営・管理に資する意見が挙げられていたため、平成 30 年度はその意見に対する改善として実験動物の飼養施設に温湿度計を設置した。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

国立研究開発法人科学技術振興機構主催のワークショップ「公正な研究活動の推進」に研究倫理委員長を派遣し、研究倫理にまつわる最新の知見動向を把握し、それらの学内への反映を毎年「理学療法学研究法」の 1 コマで「研究倫理に関する説明会（人を対象とする研究）」として講習会を通じて伝達講習を行っている。

さらに、学校法人植草学園として研究費の管理及び取り扱いについて定め、それを繰り返し周知している。平成 29 年度以降は、専任教員及び研究活動に関わる研究支援人材全員に日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース（eL CoRE）」の受講を義務づけている。そして、科学研究費助成事業への申請をする際は、これを要件としている。

また、「植草学園大学研究倫理委員会規程」を定め、研究者に研究倫理審査申請を求め、公正な検討を行うため、学外委員を含めた委員会による倫理審査を行っている。動物実験委員会は、申請された研究課題の審議と実験動物の適正な飼養及び保管に対し、規程通りのチェック機能を果たし、年度ごとに「動物実験に関する自己点検・評価報告書」を取りまとめ、それを管理者に報告すると同時に、大学ホームページにアップして情報公開を行っている。

（【資料 4-4-1】平成 30 年度 研究倫理に関する説明会資料）

（【資料 4-4-2】学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程）

（【資料 4-4-3】学校法人植草学園公的研究費取扱細則）

（【資料 4-4-4】植草学園大学研究倫理委員会規程）

（【資料 4-4-5】植草学園大学研究倫理審査実施細則）

（【資料 4-4-6】研究倫理審査の手引き及び申請書記載要領）

（【資料 4-4-7】学校法人植草学園ホームページ

http://www.uekusa.ac.jp/education_research/research_activities/animal_exp

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究活動の支援については、各年度当初に、「教員研究費及び教員研究旅費の取扱い」を示し、研究費として年額 268,000 円(助手：100,000 円)、研究旅費として年額 130,000 円(助手：100,000 円)の配分を行っている。他にも、学内共同研究費として総額 200 万円を予算とし、学長裁量の研究費も同額の予算額を確保し配分している。

また、科学研究費が採択された場合、採択期間の研究費または研究旅費に 10 万円を増額して配分している。更に、審査結果が「A」評価で不採択になった申請者にも研究ステップ奨励金として 5 万円を支給している。

(【資料 4-4-8】平成 30 年度教員研究費及び教員研究旅費の取扱い)

(【資料 4-4-9】平成 30 年度共同研究実施配分額一覧)

(【資料 4-4-10】平成 30 年度 研究ブランディング事業研究計画予算配分)

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

教育研究の高度化を図るため、次期植草学園中期計画の教育研究の高度化と学部学科の充実における重点事項として、ICT 機器を活用し、先進的・効果的な授業の開発推進や個人研究及び学内共同研究の促進並びに、教育研究業績を評価し、処遇へ反映させることを通して、教育研究の高度化を図ることなどが検討されている。

今後、次期中期計画を基本として、教育研究を行う環境整備、研究助成、奨励金制度等充実させていきたい。

また、研究倫理については、関係法令などを踏まえ、「研究倫理審査の手引き及び申請書記載要領」の見直しを図り、研修等を通じた周知と確実な履行を図りたい。さらに、学内の倫理教育を浸透させ、不正行為と不正使用の防止を重視して取り組んでいきたい。

[基準 4 の自己評価]

教学マネジメントについては、学長のリーダーシップのもと教授会、各委員会が機能している。今年度より FD 研修会と SD 研修会には教員および職員が参加している。特に第 2 回 FD 研修会では外部講師を招き、大学の内部質保証システムの考え方を教職員で共有することができた。

研究活動の支援においても、研究倫理の徹底化や研究費の配分等も行われており、充実してきている。

基準 5 経営・管理と財務**5-1 経営の規律と誠実性****5-1-① 経営の規律と誠実性の維持****5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力****5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮****(1) 5-1 の自己判定**

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

寄附行為，教授会規程，学則等に基づき，適切な学園運営を行っている。

教育活動の情報公表について，学校教育法施行規則第 172 条の 2 に掲げられている事項について，本学ホームページ上にて行っている。毎年 7 月までに前年度の決算数字を含め，掲載が完了するようにしている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学則第 5 条，発達教育学部規程第 2 条，保健医療学部規程第 2 条に定める教育研究上の目的を実現するため，教職員一同，継続的な努力をしており，教授会，研究委員会を中心に学生に対するサービス向上に取り組んでいる。

5-1-③ 環境保全，人権，安全への配慮

環境委員会のアンケート調査により教室や研究室の学習及び研究環境整備を進めている。また，衛生委員会は法令どおり月 1 回開催しており，健康かつ安全な職場環境作りを行っている。併せて，就業規則，ハラスメント防止規程により学園が職員の人権を尊重するのはもちろん，職員どうし，教員と学生間での人権を尊重し合う環境作りに努めている。平成 30 年度は，教育職員事務職員全員参加を原則とする SD 研修会において，「ハラスメント防止」講座が開催された。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も法規を遵守するとともにガバナンスを明確にし，引き続き適切な学園運営を目指す。

ホームページへの教育活動の情報公表については，学校教育法施行規則第 172 条の 2 に準じて行っているが，閲覧者により理解しやすい構成や表現に向けて改善の余地があり，今後の課題としたい。

大学としての教育的使命，目的の実現について，よりいっそうの向上に努めるとともに，職場として学びの場としての適当な環境を保全し，人権，安全への配慮を継続的にやっていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会の機能については寄附行為に規定されており，理事会は学園の最高意思決定機関として適切に機能している。寄附行為は私立学校法に準拠しており，本学園の理事の構成は常任理事 5 名，外部理事 2 名となっている。平成 30 年度の理事会は 6 回開催し，事業計画や次年度予算等の重要事項について審議した。任期の関係上，

平成 30 年度中に役員を選任に関する議事はなかった。

(【資料 5-2-1】 学校法人植草学園寄附行為)

(【資料 5-2-2】 平成 29 年度理事会開催日一覧)

(3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

幼稚園，こども園，高校等の附属園 (校) 運営に加え，千葉県生涯大学校の指定管理者としての運営もあり，今後もさまざまな事項が理事会で諮られることになる。理事会は，多様かつ重要な事項の審議について，教授会，評議員会，常務会等と連携しながら，最高意思決定機関としての役割を果たしていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

大学教員で構成される各委員会から出された問題事項は大学運営協議会，教授会に諮られ，常務会で審議される。その後，重要な事案については理事会で審議されることになるが，その一連の流れは円滑である。また，理事長と学長は定期的に大学運営の諸課題について協議を行い，意思決定の円滑化に努めている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事は平成 30 年度開催のすべての理事会，評議員会，常務会に出席している。また内部監査室長はすべての教授会，課長会議，常務会に出席しており，チェック機能は十分に働いている。

評議員会は寄附行為上，重要事項の諮問をすることになっているが，平成 30 年度は 4 回開催している。いずれも寄附行為に規定される重要事項についての諮問が行われた。

(【資料 5-3-1】 平成 30 年度評議員会開催日一覧)

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も理事長及び学長を中心としたガバナンス体制を維持しつつ，運営部門と教学部門と意思疎通を図り，円滑な意思決定が行われるように大学運営を進めていく。また，監事及び内部監査室と運営部門との連携によりコンプライアンス上のチェック機能が働くとともに評議員会で重要事項の諮問が適正に行われるよう態勢を維持していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成25年度までは大学設置に伴う中期予算が編成されていたが、現在は、中期的な見通しを持った単年度予算編成に基づく財務運営となっている。それは、大学の設置後大きな事業が計画されていなかったことによる。安定的な学園運営を行っていくためには、事業活動収支差額をプラスに維持し財務基盤を強化していくことが欠かせない。適切な財務運営をより確かなものとするため、中期財務計画を確定させる必要がある。

単年度予算編成については、理事会承認された予算編成方針にもとづき各部門で積み上げられた予算要求を、財務課、法人本部課で精査し事務局長による査定後、予算案として常務会（学内理事会）へ提出される。この予算編成方針の作成、及び事務局長の査定については学園財務状況に基づく中期的な見通しを持った観点で進められている。常務会で審議された予算案は理事長の承認を受け、通常3月開催の評議員会を経て理事会で決定される。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

収支のバランスを考えた運営に努めてきているが学生数の変動により直接影響を受ける傾向にある。基本金組入前当年度収支差額として、平成28年度は大学部門で学生人数が前年比で減少及び人件費の増が重なったことにより△6百万となった。翌平成29年度には、人件費見直と教育研究経費の抑制とを合わせて学生数の減を上回る経費削減を行いプラス6百万に転じた。平成30年度学生数が回復し収入としてプラスとなり、教育研究経費を継続的に抑制した結果36百万となる。一方、法人全体で△47百万となった原因は、主因として短期大学部門で学生数等の減による△79百万、新規事業として千葉駅保育園事業に参入したことにより初年度立ち上がりの人件費、管理経費負担により△9百万（合わせて△89百万円）があったためである。

基本金組入前当年度収支差額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大学部門	△ 6,032	6,719	36,805
学校法人全体	26,774	32,791	△ 47,970

人件費は平成29年度に増加傾向であったものに見直しをかけ新規事業等への展開に伴うものを除き上昇傾向にならないよう工夫をしているが、収支バランスのとれた非常勤教職員数の採用を進め、経営として過度な負担にならないようマネジメントしていく必要がある。

植草学園大学

大学の収入については、学生生徒納付金が教育活動収入の約 83%を占めていることから学生数の確保が重要である。平成 30 年度は、発達教育学部、保健医療学部ともに充足している。但し、保健医療学部においては近隣に同系列の学部が設置されたことに伴い、志願者・入学者の減少が始まっている。収入にも影響がでており、学生の確保は大きな課題となる。

大学の教育研究経費比率は、毎年度 30%を越える状況にあり教育研究活動の維持・充実に努めている。教育研究経費は、毎年見直し抑制を行い徐々に比率が低下し始めている。収入の減少に対し支出面の抑制も喫緊の課題である。

人件費比率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大学部門	62.3 %	62.3 %	61.7 %
学校法人全体	64.8 %	66.6 %	67.5 %

教職員数の推移

(単位：人)

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	専任	非常勤	専任	非常勤	専任	非常勤
大学・短期大学教員	62	147	59	147	56	156
高等学校教員	38	17	37	16	38	11
幼稚園・保育園・こども園教員等	31	26	31	29	35	53
事務職員	64	43	64	48	61	42
合計	195	233	191	240	190	261

大学の入学定員充足率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
発達教育学部	100.7%	94.2%	105.7 %
保健医療学部	67.5%	127.5%	110.0%

教育研究経費比率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大学部門	34.0 %	33.1 %	30.9 %
学校法人全体	28.9 %	28.0%	26.8%

学園の貸借対照表については、資産の部において主因として近年建物等規模の大きい新規取得がなかったため減価償却により有形固定資産が減少、運用資産は毎年度増加している。運用資産は現金預金・特定資産(内減価償却引当特定資産は、将来の支出に備えるため積立を実行)・有価証券の合計金額であり、固定負債は全額退職給与引当金である。

平成30年度末の資産の状況は、資産の部合計が9,224百万円、負債の部合計が697百万円、正味財産8,527百万円となり正味財産（自己資金）の比率は92.4%となり財務基盤は比較的安定している。また、余裕資金（特定資産・その他の固定資産・流動資産の計から固定負債・流動負債の計を引いた差額）が1,767百万円であることは、決して十分な金額ではないが、現時点で財務上の大きな問題はない。

施設設備の取り替え更新等で長期的に必要となる資金については、要積立額として5,119百万円となる。それに対する運用資産は2,177百万円で積立率は、42.5%となっている。積立率は、42%台、昨年度大学法人の平均値（74%）と比較して下回っている状況にある。

学校法人全体 貸借対照表の主な科目の推移 (単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
有形固定資産	6,914,425	6,922,480	6,759,073
特定資産	327,000	427,000	477,000
その他の固定資産	28,804	27,556	23,113
流動資産	1,965,534	1,927,125	1,965,326
※（内 運用資産）	(2,027,891)	(2,081,020)	(2,177,902)
資産の部合計	9,285,764	9,304,162	9,224,514
固定負債	82,094	102,828	127,367
流動負債	661,480	626,352	570,134
負債の部合計	743,574	729,181	697,502

※運用資産は現金預金・特定資産・有価証券の合計

運用資産と要積立額の推移 (単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
運用資産	2,072,891	2,081,020	2,177,902
要積立額	4,570,942	4,853,462	5,119,476
退職給与引当金	82,094	96,141	122,463
第2号基本金			
第3号基本金	50,000	50,000	50,000
減価償却累計額	4,438,848	4,707,321	4,947,013
不足額	2,498,051	2,772,442	2,941,574
積立率	45.3%	42.9%	42.5%

※積立率は運用資産／要積立額

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

18歳人口の減少、近年同系統の大学との競争が進むなか、学生納付金を主とする収入は減少し人件費等の支出は徐々に増加の傾向にある。今後、学園を安定的に維持・発展につなげるためには、財務基盤の確立が不可欠である。安定した収入を如何に確

保し、支出を抑制し収支バランスを確保することを目指す中期財務計画の策定が必要である。中期財務計画に基づき毎年度の実践を検証し、改善策を立てて新たな実践していく仕組み作りを進めることが財務基盤を確立させていくと考える。

一方、大学運営としては、収益確保における新規事業計画の一環として、保健医療学部を改組することを前提に理学療法学科をリハビリテーション学科として規模を拡大して、従来の理学療法学科を継承する理学療法学専攻と、新設の作業療法学専攻を開設し、教育の質・量の範囲を広げるとともに学生数の確保を計画している。

支出面において、人件費について事務作業の効率化により事務職員人件費の計画的な削減と非常勤の教員人件費の抑制に努めることが喫緊の課題となっている。また、不採算部門を縮小し、新規事業を行う場合には他部門の削減等により人件費の増額を招かぬよう注意して進めることとする。さらに、中長期的には現在の公務員給与制度の利用を見直し、職務や能力に応じた給与制度への移行を検討する。

収入面においては学生生徒の確保に全力で取り組み、広報等において大学・短期大学の特色ある強みを更に強調すると共に、オープンキャンパス参加者の志願率を上げるよう内容の充実を図ることとする。また、附属高校や近隣の高等学校との連携を拡大するため、出前授業や高校生を対象とした公開授業の開催を行い本学への関心を高めてもらう等様々な方策を立てる。

学生生徒納付金以外からの収入の増額を目指し、補助金、寄付金、付随事業・収益事業収入等の拡大に引き続き努める。私立大学等改革総合支援事業は、継続的に獲得することを前提に置き積極的な活動に取組んだ結果、平成30年度も獲得している。免許更新講習や免許認定講習などからの講習収入や、離職者再就職訓練事業の受託費も安定した収入財源となっていることから継続を図ると共に、千葉県生涯大学校の指定管理など新たな事業については、安定的な収入財源となるように努め継続的な事業展開を図っている。寄付金については、重点目標に掲げ収入の増額を図る。

学園の今後の施設整備については、高等学校校舎の建て替えが控えている。学園の積立率は徐々に上がっているが積み立ての不足額は増加しており、財政基盤の確立は急務である。収支バランスのとれた財政の健全化を図りながら、必要な施設整備を計画的にすすめていくことが肝要と考える。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理及び決算時の財務計算書類等の作成については、私立学校法や学校法人会計基準に基づき、本学園経理規程、物品管理規程、固定資産管理規程等を定めて、会計処理を行っている。会計処理上、不明な点がある場合は、文部科学省、日本

私立学校振興・共済事業団、公認会計士に問合せ、適切な指導助言を受けるようにしている。予算の執行管理は、各部門の予算と予算執行購入・支出伺とをチェックし適正に努めている。

会計処理を行う事務職員は、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等が主催する各種研修会へ随時参加し、会計に関する知識を深め、資質・能力の向上に努めている。

補正予算の編成は、必要が生じた場合に行い、理事会において審議・決定している。

【資料 5-5-1】学校法人植草学園 経理規程

【資料 5-5-2】学校法人植草学園 経理規程施行細則

【資料 5-5-3】学校法人植草学園 物品管理規程

【資料 5-5-4】学校法人植草学園 固定資産管理規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の監査は、監査法人による会計監査と監事による監査を通じて厳正に実施されている。平成 30 年度の監査法人による監査は、年 4 回行われ 1 回につき 3 日、延べ 12 日間で 484 時間程度実施されている。

会計監査は、帳票・会計伝票・証憑書類・稟議書等の確認及び会計処理の妥当性、予算執行状況の確認、規程との整合性等について行われている。また、決算期には、資産・負債の期末残高の確認と資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表の監査が行われている。さらに、監査法人は監査結果及び財務上の問題点やリスクについて、監事に報告するとともに、理事長に対しても定期的に報告を行っている。

監事は、毎回の理事会・評議員会・常務会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類を閲覧し、業務執行状況の適切性等について意見を表明している。また、会計に関する監事監査については、監査法人の実施する会計監査に立ち会うとともに、連携して必要と思われる監査を実施している。監査法人から監査結果の報告を受けるほか、決算時には会計書類の閲覧等を行い、経理責任者から決算概要の説明を求め、必要に応じて質疑を行い、本学園の業務及び財産の状況について監査を行っている。これらの結果については、理事会・評議員会で監査報告が行われている。

財務情報の公開については、毎年5月の理事会で決算が承認された後、速やかに本学園情報公開・情報提供規程に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を法人財務課に備え付け、学生、保護者、教職員、その他の利害関係人の閲覧に供している。

また、監査法人による監査の終了後、本学園ホームページに、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を掲載し広く公開している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監査法人及び本学園の監事の連携を密にすることによって監視体制を強化し、内部監査体制を整え、今後も適正な会計処理が行われるよう努めていく。

[基準 5 の自己評価]

大学の使命・目的を達成させるため、「学校法人植草学園中期計画 (UGPlan2018-2023)」に基づき大学の教育・研究に関する中期目標・中期計画が作成され、その実現に向けての教育環境の整備、教育の質向上等の努力が着実になされている。学園中期計画の点検・評価は、常務会の専門委員会（学園将来構想等検討会議）で行うこととしており、それらの結果を踏まえ、理事会において次年度へ向けての改善を図るよう努めている。

学長は学園の理事、評議員であり、常務会のメンバーである。学園及び大学の管理・運営に適切に関わり、理事長と良好なコミュニケーションを保ちながら、全体的なバランスを大切にしたリーダーシップを取っている。業務の執行に関しては、管理職員は教授会等に陪席して、理事会、常務会での決定事項等を速やかに教学組織と連携し、執行できる体制となっており、大学の運営をしっかりと支えている。

財務運営に関しては、短期大学地域介護福祉専攻における学生募集の不振から平成 29、30 年度の経常収支はマイナスになったが、同専攻の学生募集を停止し、大学でのリハビリテーション学科設置により収支の改善を進めている。今後とも、安定的な財務基盤を確立させるためには、学園の中期計画に基づき、学生生徒を安定的に確保するとともに、人件費比率を計画的に下げていく努力が必要である。

会計の監査、財務状況の健全化に努め、更に充実させ、大学法人としてその社会的責務をしっかりと果たしていける法人運営を今後も進めていく。

以上のことから、基準項目 5-1 から 5-5 まで十分に応えており、総合的に見て、基準 5 を満たしていると判断できる。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

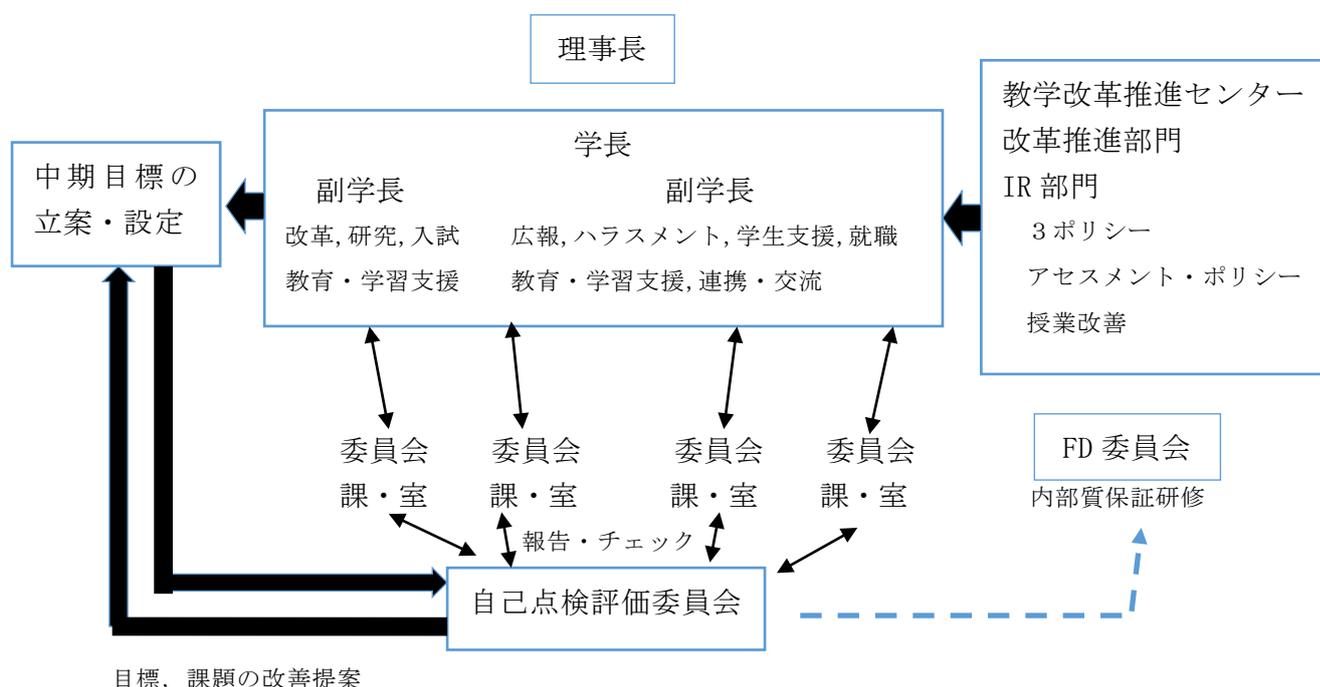
内部質保証の立案、改善の基礎的データの収集・分析とそれに基づく提案を行うための組織として、本学に教学改革推進センターを置いている。センター長は学長で、その他の構成員は、副学長、学部長、学科主任、教務委員長、大学事務局長、教務課長およびその他学長が必要と認めた者である。教学改革推進センターには、改革推進部門と IR 部門を置いている。改革推進部門は 3 つのポリシー、およびアセスメント・ポリシー等の検討を行なっている。IR 部門は IR 担当特別教授（前学長）と総務課 IR 担当課員を中心に、入学試験、学修、就職に関する各種データの収集・集積・整備、分析に努めており、平成 30 年度は 5 本の IR レポートを報告した。改革推進部門はこれら IR レポートを基盤に内部質保証の充実を図っている。

内部質保証実質化の基盤となる中期目標の立案・設定は、教学改革推進センターの提案を受け、学長のもと、各副学長がそれぞれの所管に関わる委員会、課・室との意見交換を通して設定する。取りまとめられた中期目標は、大学運営協議会での論議を

経て、教授会で審議され確定される。中期目標は事項ごとに達成年度が設定されており、各年次の達成状況を自己点検評価委員会が各委員会及び課・室からの年次報告をもとに点検評価し、次年度の課題の修正等に活用している（図参照）。

なお、内部質保証に関わる教職員の意識や知識を共通化するため、FD委員会が毎年FD研修を企画・運営している。平成30年度は、「シラバスの作成方法及びアセスメント・ポリシーを踏まえた成績評価」（9月26日）、「ICTを活用した教育内容の改善及び学修成果の可視化」（10月31日）、「学修成果の可視化と質保証：関西国際大学濱名篤学長による講演」（平成31年3月7日）を開催し、教育の質保証と学修成果の評価基準の見える化の重要性等についての認識を共有した。

（【資料 6-1-1】 IR レポート）



目標、課題の改善提案

植草学園大学の内部質保証の組織体制

（【資料 6-1-2】 植草学園大学教学改革推進センター規程）

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価の組織体系が徐々に整ってきた。この体制を通じた自己点検評価結果と改善方策を教職員が共有していき、常に改善につなげる意識や省察を持って業務に当たるようにしていく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

事業計画において、学位授与の方針、入学前教育、初年次教育、学生の汎用能力および専門能力の向上、学生による学習成果の把握などに関する諸課題を年次ごとに設定している。その達成については、自己点検評価委員会が、自主的・自律的な点検・評価を行なっている。自己点検評価委員会は、副学長、学部長、図書館長、学科主任、学生委員会委員長、入試委員会委員長、教務委員会委員長、キャリア支援委員会委員長、学園事務局長、大学事務局長、各課・室長、および学長が指名したものから構成している。また外部評価委員会を設け、自己点検評価の結果について学外の有識者に評価作業を付託することとしている。点検項目ごとに担当委員会委員長、課・室長がエビデンスに基づき評価案を作成し、委員会において審議し、最終的な報告書を作成している。報告書は、本学のホームページで公表している。また次年度以降の事業計画の立案に際し、前年度の自己点検・自己評価結果をもとにその改善を反映させている。

（【資料 6-2-1】 植草学園大学点検評価規程）

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための調査・データの収集と分析を行う組織として、植草学園大学教学改革推進センターに IR 部門をおき、IR 業務を担当する専任職員（主任）を企画・情報管理室に配置した（平成 29 年 7 月）。平成 30 年度からは、IR 業務担当者は総務課に所属することになり、教学改革推進センター IR 部門の特別教授（前学長）の設計したデータ集積計画に基づき、IR 担当職員がデータ収集、集積、分析に努めている。

平成 30 年度は、入学生の地理的分析（7 月）、入試区分と卒業時の成績評価(GPA)との関係（9 月）、退学学生の理由分析（11 月）など 5 本の IR レポートを報告した。これらのデータについては大学運営協議会（11 月 21 日）及び教授会（9 月 26 日）で報告された。

（【資料 6-2-2】 植草学園大学教学改革推進センター規程）

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証に関わる調査データや各種データは、教学改革推進センター IR 担当教員の設計の下、収集蓄積されており、その分析は教学改革推進センター教学改革部門や各学部、部局からの意見、並びに IR 担当者が重要と考える観点を踏まえて行われている。収集データの適切性についての検討を行い取捨選択するとともに、教学改革部門が中心となり分析の視点を共有化していく必要がある。また個々の学生の成長の過程を明らかにする上で、個人データの蓄積が望ましい。無記名で行われる調査も多いが、調査における記名・無記名の整理が必要となろう。

自己点検・評価については、基本となるエビデンスが共通する年次事業報告書、幹事監査報告などの作成作業の省力化を図る上で、各種エビデンスを共通のデータベースに蓄積していく必要がある。また特に自己評価の適切性を検討する上で、外部委員の意見は重要であり、その充実に努める。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、平成 20 年の設置以降 4 年間にわたり設置計画履行状況等調査を受け、また平成 25 年度に認証評価を受け、それぞれに対応してきたところであるが、このところはこのような外部評価を受けておらず、平成 30 年度における教育研究の改善は、自己点検・評価の結果に基づいている。平成 29 年度の自己点検評価に基づき、平成 30 年度を基点とする 6 年間の中期計画を策定し、大学運営協議会の論議を経て、教授会で審議決定した。

平成 29 年度から、入学内定者の基礎学力を測ることが可能な「入学前教育プログラム」(進研アド)を導入し、入学後の学生指導などに活用している。また、アドミッション・ポリシーに基づいた入試とその後のカリキュラム・ポリシーの適切性、さらに最終的な卒業時点での学習成果を明らかにするために、平成 29 年度に引き続き、平成 30 年度も入試区分毎の卒業時の GPA を検討した。これらの結果は、大学運営協議会、教授会などで報告されるとともに、FD 研修においても活用される。さらに自己点検評価委員会はそれらを踏まえ、教育の向上のための課題を提示し、次年度以降の事業計画の修正、委員会の活動課題の同定に活用している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果に基づいて大学運営協議会を経て教授会で決定された中期計画が本学の教育研究の改善の基盤となる。教学改革推進センター（教学改革部門、IR 部門）と自己点検評価委員会、大学運営協議会の関係を整理し、最終的な教学改革をどこが取りまとめどのようなルートで指示するのかを明らかにする必要がある。

[基準 6 の自己評価]

本学の内部質保証の基本的体制は整備されてきている。ディプロマ・ポリシーの達成を査定するアセスメント・ポリシー（学習成果の測定尺度）の選択と整理、初年次からのキャリアプランを意識した大学生活の設計、キャリアプランに応えられる科目の充実など、課題は明確になってきている。これらに応えるべく、教職員間の改善意識の共有につながる研修の充実が望まれる。本学の自己点検・評価は年々向上しているが、労力の無駄遣いにならぬよう、内部質保証の改善の実質が伴うよう協働し注力していく。

内部質保証の組織体制が整備され、中期目標を基盤に自己点検評価委員会を中心に自主的な自己点検評価のサイクルが展開されていることから、総合的に見て、基準 6 を満たしていると判断できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

A-1 地域との連携・協力に関する方針と方策

A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び方針の明確性

A-1-② 地域との連携・地域への貢献に関する方策とその意義

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び方針の明確性

《地域との連携・協力の意義》

地域との連携を通じて地域社会に貢献することは、本学が子どもの教育と発達、身体的なりハビリテーションに対応する人材養成を行うという教育目的に合致している。また、子育てや子どもの教育、高齢者への福祉向上等に貢献することは、本学の社会的責任でもある。地域とともに生きる大学として、本学の存在を確固たるものにして行く考えである。

すなわち、本学が地域と連携し、地域社会の子育てや教育、特別支援を要する子どもや高齢者への支援などを通して地域社会に貢献することは、本学の教育目的を実現することである。

学生の立場から見れば、子育てや教育相談あるいは健康増進等に関して現実に触れることができる場であり、社会人・職業人として自立するために意義があると捉えることができる。

《方針の明確性》

また、発達教育学部並びに保健医療学部の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)において、「共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システムの観点から、全ての子供の教育・保育の質の向上及び地域社会の進展に貢献する使命感を有すること」「共生社会の実現を目指し、障害や困難性のある人を支援できる力を有すること」としており、地域社会との連携・地域への貢献の方針は、明確である。

A-1-② 地域との連携・地域への貢献に関する方策とその意義

《方策とその意義》

大学として地域との連携、地域への貢献を組織的に行うため、平成 26 年度に学園事務局に地域連携推進室を設置し、全学組織である地域連携推進委員会を中核に、下記の主要な活動を推進した。

① 大学主体で行われる活動

- ・子育て支援・教育実践センター

平成 21 年度から、本学附属機関として設置されていた「植草学園大学相談支援セ

ンター」を改組し、子育て支援・教育実践センターとして新たに活動を開始した。このセンターは、小倉キャンパス（通称：こいっく おぐ）及び弁天キャンパス（こいっく べん）の両方で、地域の住民から出される子どもの教育、保育、特別支援等に関する相談に応じ、地域の子育てや教育等に役立つことをねらいとしたものである。

子育て支援・教育実践センターは、本学の地域連携・地域への貢献の方針と合致した活動を行っている。センター長、副センター長を中心として、子育て支援・教育実践センター運営委員会において、方針と活動内容を定めて実行している。主な事業は、相談業務と子育て支援業務である。

地域の住民が相談に来る、あるいは行事に参加したりすることによって、地域における子育てに関する今日的な課題が見えてくる。子どもの発達と教育に焦点を当てて教育研究を行っている発達教育学部にとって、今日的課題に接し、それに対処できる環境にあることは、地域住民のために有意義であると同時に、学部の教育研究上、最新の課題に接する機会として大いに意義のある機関である。

（【資料 A-1-1】子育て支援・教育実践センター利用案内）

・ 高大連携の推進

大学と短期大学が協力し、近隣高等学校との連携協定に基づき、福祉・教育、保健医療等に関心のある高校生を対象に「高大連携」活動の具体化を図り、高等学校教育における学習や生活の一層の充実・活性化に資する。

・ 公開講座

短期大学と共同で開催している。公開講座委員会が計画し、推進している。地域の住民が大学教員の持つ最新の知識や技能に触れる機会となっている。

（【資料 A-1-2】公開講座リーフレット）

・ 植草共生の森・ビオトープの整備

平成 25 年度から、校地に隣接し学園が所有する約 2 万㎡を超える広大な雑木林を「植草共生の森」と名付け、「里山の再生」をテーマにビオトープとしての整備を進めている。生物多様性を学ぶ場として、あるいは憩いの場として、また地域住民との交流の場として活用されている。「ビオトープ祭」には毎回 400～500 名の地域住民、介護施設などからの参加者があり、30 年度は平成 31 年 1 月 12 日に「第 5 回ビオトープ祭」を実施した。

また、平成 28 年度から、ホタルの育成環境を整備し、ヘイケボタルを放流し、ホタル観賞会を実施した。平成 29 年度には、学生が「共生の森人」というボランティア団体を立ち上げ、年間を通じて森の整備活動や森の自然体験活動を行っている。今後、一層地域に開かれた「共生の森」としたい。

② 大学と自治体との連携協定により実施する活動

連携協定を締結している若葉区とは、6 月及び 2 月の定期的な協議により、計画的に地域社会のニーズに合った連携事業を推進している。

千葉市との連携としては、平成 28 年度末に千葉市と「拠点福祉避難所の開設及

び運営に関する協定」を締結するなど、千葉市と様々な連携事業を実施している。今後も近隣自治体との連携関係を一層強化して行く方針である。

(【資料 A-1-3】若葉区との連携協定書)

(【資料 A-1-4】若葉区と植草学園大学・短期大学との連携に関する事業実績)

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

公開講座に関しては、千葉県及び千葉市教育委員会の後援を受けるなど、自治体との協力関係を維持しながら、地域の生涯学習や教育保育などの質的向上に寄与できるよう社会のニーズに合った多種・多様な講座を開設するよう努める必要がある。公開講座に限らず、両学部の特色を生かした地域連携、地域貢献活動の可能性について、自治体 (千葉市、若葉区) と協議を深め、今後、連携事業を一層推進する。

A-2 地域との連携・地域への貢献の具体性・継続性

A-2-① 地域との連携・地域への貢献の具体性

A-2-② 地域との連携・地域への貢献の継続性・発展性

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

A-2-① 地域との連携・地域への貢献の具体性

地域との連携・協力に関するこれまでの経緯と現状を顧みたととき、具体的な活動として実現しており、活動が継続している。

・子育て支援・教育実践センター

相談業務は、地域住民からの求めに応じて、子どもの養育に関する親の問題や子どもの発育や発達に関する問題について対応している。

子育て支援業務は、地域の住民が、幼児を遊ばせながら、子育てに関する情報を交換したり、仲間作りをしたりする場として有効に利用されている。実施回数の削減や平成 30 年からの有料化による利用者数の減少はみられるものの、「こいっくおぐ」「こいっくべん」ともに 1,000 人超の子育て支援の利用者がある。また、子育て支援・子育て講座については、30 年度に「こいっくおぐ」での実施回数を増やし、利用者数も前年度より 7.5 倍に増加している。

子育て支援・教育実践センターが行っている事業の実績概要は、次の通りである。

子育て支援・教育実践センター 利用状況の概要

活動内容	こいっく おぐ		こいっく べん			
	子育て支援 (月～金)	子育て支援 講座(2回)	子育て支援 (火・金)	子育て支援 講座	孫育ち 講座	その他 講座
平成28年度	(月～金) 3,438組 7,469人	(2回) 10組 20人	(火・金) 1,274組 2,684人	(10回) 214組 446人	(6回) 祖父母 12人	おおきくなっ た測定会(10 回) 98組106人
平成29年度	(月・水・金) 2,127組 4,581人	(2回) 22組 51人	(火・木) 1,033組 2,244人	(6回) 121組 193人		おおきくなっ た測定会(9 回) 132組277人
平成30年度	(月・水・金) 709組 1,564人	(11回) 177組 385人	(火・木) 521組 1,094人	(4回) 46組 92人		

【資料 A-2-1】 子育て支援・教育実践センター利用状況

・拠点の福祉避難所

これまで千葉市との連携研究課題として、短期大学と協力し、「拠点の福祉避難所運営訓練」(28年度;10月13日)を実施してきたところであるが、平成29年3月には、千葉市長と植草学園理事長との間で「拠点の福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結し、植草学園を千葉市拠点の福祉避難所とする指定書が交付された。29年度末には、小倉キャンパスに防災倉庫が設置され、受け入れ態勢の整備を進めることができた。30年度は、11月14日にHUG研修(避難所運営ゲーム研修)を、千葉県生涯大学校京葉学園の地域活動専攻科の学生と本学の地域介護福祉専攻の1年生、さらに千葉市若葉区役所職員が加わり計48名で実施した。区役所職員の方々も、指定避難所の開設時には各避難所に配置されるため、基本的な対応や支援を身につける必要性があり共に学ぶことができた。

・縄文オペラ〈加曾利貝塚物語〉の創作・上演

若葉区地域活性化支援事業の一環として、地域の小学校や特別支援学校の児童とともに、区内にある国特別史跡の加曾利貝塚を舞台にしたオペラを創作・上演し、児童や地域住民の地元への理解及び愛着を高めることができた。

・パラスポーツ講座

平成29年度より、新たに千葉市オリンピック・パラリンピック推進課からの依頼に基づきパラスポーツ講座として車椅子バスケットボールを実施して、パラスポーツを体験する機会を設けてきた。

・高等学校と植草学園大学・植草学園短期大学との高大連携事業

平成29年度より、高等学校と大学との相互理解の推進や、高校と大学との‘学び

のギャップ’の解消，大学入学者のミスマッチの解消等を事業目的とする高大連携事業を展開し，近隣高等学校 19 校（平成 30 年度末現在）に附属高校を加えて連携協定を締結し，通常授業の開放や，高校生向けの特別講座の開設等実施した。また平成 30 年度より，新たに高校生プレゼンテーションコンテストを本学において開催し，「理想の共生社会をめざして」をテーマに，15 名の県内高校生が発表した。これらにより，参加した高校生の大学に対する理解及び本学についての理解を深めるとともに，高校同士の交流を図ることができた。

・公開講座

平成 30 年度は 58 講座を実施し 1,417 人が受講した。開講している講座は，継続して開催しているもののほか，年々，新規に企画したものを加えている。

（【資料 A-2-2】公開講座利用状況）

A-2-② 地域との連携・地域への貢献の継続性・発展性

地域との連携を継続性のあるものにするために，千葉市及び若葉区との連携協定を結び進めて来た。本学としては，養成する人材が地域社会で活躍できることが重要である。その観点から，今後も地域との連携を強化し発展させていく方針である。

このような観点から，基準を満たしていると言える。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後もこれまでの地域との連携・協力関係を維持し，地域の自治体や教育委員会等公的な機関との強い連携関係を築き，本学で養成している人材が地域の教育や福祉の向上の方針に寄与できるように，連携・協力体制を強化する。

[基準 A の自己評価]

当面，可能な活動は積極的に進めているという点で十分に評価できる。

今後は，地域との連携・協力関係について，更に地域の自治体や地域の学校等に積極的に働きかけを行うことによって地域との連携を強化し，一層活動を活性化することが可能となっていくことを実感している。現在，千葉市若葉区と本学は連携協定を結び，年 2 回の連絡会議を通して，有機的な関係を深めている。

また，多面的な連携により，地域社会の福祉向上に貢献している姿を地域に積極的に発信している。この二点に重点を置いて進めることによって，活動をより活性化し，地域にとって一層必要度の高い大学として地域に定着することとする。

以上のことから，地域との連携・協力関係の推進には十分に役立てており，総合的に見て，基準 A を満たしていると判断できる。

V. 特記事項

1. 高大連携

植草学園大学・植草学園短期大学は、千葉県内の高等学校と相互の教育に係わる交流・連携を通じて、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、かつ高校教育・大学教育の活性化を図ることを目的として平成 29 年度より実施している。平成 30 年度は、新たに 10 校を加え附属高校を含め千葉県内の公私立の高等学校 20 校と連携協定を締結した。6 月 15 日（千葉県民の日）、7 月 16 日（海の日）、9 月 24 日（振替休日）、2 月 12 日（公立高校入試日）の計 4 日間の高大連携授業を実施した。大学・短大教育の実際、大学生生活を体験できる機会となっている。

2. 子育て支援・教育実践センター

平成 21 年に開設した「植草学園大学相談支援センター」を平成 27 年度より「子育て支援・教育実践センター」と改組し、小倉キャンパス（通称「こいっく おぐ」）に弁天キャンパス（通称「こいっく べん」）を加え、子育て支援事業を展開している。専任の保育士配置し、大短の教員が「子育て支援・教育実践センター運営委員会」の委員として運営にあたっている。利用保護者が我が子を遊ばせながら、子育てに関する情報交換や仲間作りの場として利用されている。また、「子育て講座」「孫育て講座」等講座も開講し好評である。また、学生も参加し乳幼児との活動を展開している。学生にとっても、子育て支援活動の企画・運営を担い、保護者と関わる体験の機会を重ね親子の反応を実感できる機会を得られている。保護者対象のアンケート調査でも、「保育士に相談ができる」「友達や相談相手ができ、情報交換できる」「親子でじっくり遊べて楽しく過ごせる」等の意見が寄せられている。

3. 特別支援教育研究センター

植草学園大学・植草学園短期大学は、特別支援教育・障害分野への専門性の高い人材育成の発展をめざし、平成 26 年度「特別支援教育研究センター」を創設した。特別支援教育や障害や障害支援に関する学術的・実践的研究、書籍・報告書等の刊行やニューズレター発行・講演会ほか社会啓発活動、教職員育成プログラム開発事業等の活動を推進している。平成 30 年度は、4 月 7 日（土）「発達障害通級指導教室・新担当者研修会」、 「言語障害通級指導教室・言語障害特別支援学級新担当者研修会」、12 月 7 日特別支援研修会「高等学校における特別支援教育通級初年度の状況－中学校までの支援と連続性を目指して－」の 3 講座を開講している。また、ホームページ上では、特別支援と障害支援に貢献する研究論文等のデータベースを提供している。

VI. 法令等遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条（目的）に建学の主旨及びそれに基づいて大学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 6 条（学部，学科及び学生定員）に発達教育学部及び保健医療学部の設置を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 13 条（修業年限）に修業年限を 4 年と定めている。	3-2
第 88 条	○	学則第 44 条（入学前の既修得単位等の認定）に他大学等の修得単位の認定について定めている。	3-2
第 89 条	—	該当なし（早期卒業制度なし）	3-2
第 90 条	○	学則第 19 条（入学資格）に定め，入学選抜を行っている。	2-1
第 92 条	○	学則第 10 条（職員組織）に教員の職位・役職及び事務職員を定め組織編制を行っている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 12 条（教授会）及び「植草学園大学教授会規程」に定め開催している。	4-1
第 104 条	○	学則第 53 条（学位の授与）及び「植草学園大学学位規程」に定めている授与している。	3-1
第 105 条	○	学則第 71 条（特別の課程）に定めている。	3-1
第 108 条	—	該当なし（大学に短期大学を設置していない）	2-1
第 109 条	○	学則第 3 条（自己点検評価等）及び詳細を「植草学園大学点検評価規程」に定め自己点検評価書を作成している。	6-2
第 113 条	○	学則第 4 条（教育研究活動等の状況についての情報の公表）に定めており，大学ホームページ等において広く公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 10 条（職員組織）及び「植草学園組織規程」に定め事務職員を置く。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 23 条（編入学）第 1 項第 2 号に高等専門学校，短期大学の卒業者の編入学を定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 23 条（編入学）第 1 項第 3 号に専修学校の専門課程修了生の編入学を定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第4条	○	<p>第1号については、学則第13条（修業年限）、第15条（学年）、第16条（学期）、第17条（休業日）で定めている。</p> <p>第2号については、学則第6条（学部、学科及び学生定員）で定めている。</p> <p>第3号については、学則第34条（教育課程の編成方針）、第46条（1年間の授業期間）、第47条（各授業科目の授業期間）で定めている。</p> <p>第4号については、学則第48条（成績評価基準等の明示等）、第49条（考査）、第50条（単位の認定）で定めている。</p> <p>第5号については、学則第6条（学部、学科及び学生定員）第2項及び第10条（職員組織）で定めている。</p> <p>第6号については、第18条（入学の時期）から第31条（転学）及び第51条（卒業）から第53条（学位の授与）で入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項を定めている。</p> <p>第7号については、第56条（検定料、入学金及び授業料等の額）から第61条（既納の検定料等）で定めている。</p> <p>第8号については、学則第62条（表彰）、第63条（懲戒）において定めている。</p> <p>第9号については、学則第70条（健康管理室その他の厚生施設）に定めているが、寄宿舍自体は設置していない。</p>	3-1 3-2
第24条	—	指導要録法令対象外。ただし、学籍、成績等適正に管理している。	3-2
第26条 第5項	○	学則第63条（懲戒）及び「植草学園大学学生懲戒規程」に定めている。	4-1
第28条	○	第1項第1号から第7号に示される表簿は、各所管部署において備えている。また、保存年限は学校法人植草学園文書取扱規程に定めている。	3-2
第143条	○	「植草学園大学教授会規程」第11条（代議員会等）において定めている。	4-1
第146条	○	学則第44条（入学前の既修得単位等の認定）に定め	3-1

植草学園大学

		ている。	
第 147 条	—	該当なし（早期卒業制度なし）	3-1
第 148 条	—	該当なし（特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部を設置していない）	3-1
第 149 条	—	該当なし（早期卒業制度なし）	3-1
第 150 条	○	学則第 19 条（入学資格）第 3 号から第 8 号に、文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められている者について定めている。	2-1
第 151 条	—	該当なし（高校からの飛び級入学制度なし）	2-1
第 152 条	—	該当なし（高校からの飛び級入学制度なし）	2-1
第 153 条	—	該当なし（高校からの飛び級入学制度なし）	2-1
第 154 条	—	該当なし（高校からの飛び級入学制度なし）	2-1
第 161 条	○	学則第 23 条（編入学）に短期大学卒業者の編入学について定めている。	2-1
第 162 条	○	個別規定されていないが、実例が生じた際は、学則第 25 条（転入学）の規定において「大学」に相当するものとして適用する。	2-1
第 163 条	○	学則第 16 条（学期）に定めている。	3-2
第 164 条	○	学則第 71 条（特別の課程）に定めている。	3-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシーは、大学ホームページに公開しているだけでなく、ミッション・ポリシーは、入学試験要項に、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、履修要項に明示している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 3 条（自己点検評価等）及び「植草学園大学点検評価規程」に定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	毎年 5 月 1 日現在の状況について大学ホームページにおいて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 52 条（卒業証書の授与）に定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 23 条（編入学）に高等専門学校卒業者の編入学について定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 23 条（編入学）に専修学校専門課程修了者の編入学について定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	学則第3条（自己点検評価等）に基づく自己点検評価を毎年実施し確認するとともに、定期的に認証評価を受け、その結果を公表し、教育研究水準の向上を図っている。	6-2 6-3
第2条	○	学則第1条（目的）及び「植草学園大学発達教育学部規程」「植草学園大学保健医療学部規程」においてそれぞれ第2条（教育研究上の目的）で定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	「植草学園大学入学者選抜規程」に基づき、適切な体制を整えて実施している。	2-1
第2条の3	○	各種委員会を教員と事務職員とで構成し、双方の連携・協働による大学運営に留意している。	2-2
第3条	○	学部は、育研究上適当な規模内容を有し、教員の退職等の異動が生じた場合には、「人事基本方針」に基づいて、当該学科の将来の人員配置を見通した人事を進めており、法令上の必要人数を確保できるようにしている。	1-2
第4条	○	学部ごとにそれぞれ一学科設置しており、学則第6条（学部、学科及び学生定員）に定めている。	1-2
第5条	—	該当なし（学科に代わる課程なし）	1-2
第6条	○	組織ごとに規程を定め、適切に運営できるよう教員組織や施設設備等備えている。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	法令に則り、必要教員数を確保するとともに、教員の定年規程を定め、年齢が偏らないよう計画的に人事を進めている。	3-2 4-2
第10条	○	できる限り選任教員を授業科目担当者として、基準遵守に努めている。	3-2 4-2
第11条	—	該当なし（全教員授業担当）	3-2 4-2
第12条	○	「学校法人植草学園職員就業規程」第12条において、許可なく学園の業務以外の職務に従事しないこととし、学園外の他の職務に従事する場合は、第13条において予め理事長に届け出て許可を得ることとしている。	3-2 4-2
第13条	○	法令に則り、適正な教授数、教員数を確保している。	3-2 4-2

植草学園大学

第 13 条の 2	○	「学校法人植草学園管理職員選任規程」第 2 条第 3 項において定め、学長を選考している。	4-1
第 14 条	○	「植草学園大学教員選考規程」第 7 条（教授の資格）に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第 15 条	○	「植草学園大学教員選考規程」第 8 条（准教授の資格）に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「植草学園大学教員選考規程」第 9 条（講師の資格）に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「植草学園大学教員選考規程」第 10 条（助教の資格）に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第 17 条	○	「植草学園大学教員選考規程」第 11 条（助手の資格）に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 6 条（学部、学科及び学生定員）に定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 34 条（教育課程の編成方針）及び学部ごとに定めたカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を編成している。	3-2
第 20 条	○	各学部規程の別表において示している。	3-2
第 21 条	○	設置基準を基に、学則第 45 条（単位の計算方法）及び各学部規程の第 8 条（単位の計算方法）に定めている。これによらない演習の一部及び実習については、別表の備考欄において取扱いを示している。	3-1
第 22 条	○	学則第 46 条（1 年間の授業期間）に定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 47 条（各授業科目の授業期間）に定めている。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、授業を方法及び施設設備を考慮し、演習科目は 50 人以下となるよう配慮している。	2-5
第 25 条	○	学則第 36 条（授業の方法）・第 42 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）・第 43 条（大学以外の教育施設等における学修）に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 48 条（成績評価基準等の明示等）に基づき、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画、成績評価基準等について、各科目のシラバスにおいて明示し、ホームページ上で公開している。	3-1
第 25 条の 3	○	学則第 38 条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）に基づき、授業改善のための実態調査を実施し、学生の評価や自由意見を反映させている。また授業改善等を目的とした FD 研修会を、年 2 回実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制なし）	3-2

植草学園大学

第 27 条	○	学則第 49 条（考査）・第 50 条（単位の認定）に基づき、単位を授与している。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 40 条（履修登録単位数の上限）及び各学部規程第 7 条（履修登録単位数の上限）、各学部の「履修登録単位数の上限に関する細則」に定め、登録を認めている。	3-2
第 28 条	○	学則第 42 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）に定め、運用している。	3-1
第 29 条	○	学則第 43 条（大学以外の教育施設等における学修）に定め、運用している。	3-1
第 30 条	○	学則第 44 条（入学前の既修得単位等の認定）に定め、運用している。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 39 条（長期にわたる教育課程の履修）において定め、運用している。	3-2
第 31 条	○	学則第 66 条（科目等履修生）及び「植草学園大学科目等履修生規程」により、授業に支障がない限りにおいて入学並びに単位認定を行っている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 51 条（卒業）において定め、運用している。	3-1
第 33 条	—	該当なし（授業時間制の適用なし）	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が休息に利用するのに適当な空地（中庭広場等にベンチ等を置き、コミュニティスペースを設置している。校舎周辺には芝生広場が 2 カ所あり、休憩やレクリエーションに使用されている。）、隣接して植草共生の森（ビオトープ）整備している。	2-5
第 35 条	○	隣接した敷地にグラウンドを整備しており、主に体育の授業科目やサークルで使用している。	2-5
第 36 条	○	設置基準に基づいた施設を整備している。	2-5
第 37 条	○	設置基準に基づいて算定した校地面積を所有（参照：エビデンス集（データ編）【共通基礎】）している。	2-5
第 37 条の 2	○	設置基準に基づいて算定した校舎面積を所有（参照：エビデンス集（データ編）【共通基礎】）している。	2-5
第 38 条	○	設置基準に基づいて図書や資料を備え、整理、提供を行い、専門的職員を中心とした運営を行っている。学生が主体的に教育研究を促進できるような設備を備えている。	2-5
第 39 条	—	発達教育学部は教員養成を主たる目的としている	2-5

植草学園大学

		が、免許取得が卒業要件ではないため附属学校は設置していない(参照：大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（平成30年度改訂版）p279のQ.40)。なお、大学附属認定こども園(弁天こども園)、附属美浜幼稚園を有している。	
第39条の2	—	該当なし（薬学に関する学部学科の設置なし）	2-5
第40条	○	適宜必要な種類及び数の機械、器具等を備えている。	2-5
第40条の2	—	該当なし（教育研究を行う二以上の校地なし）	2-5
第40条の3	○	教育研究経費として予算計上し、環境整備に努めている。	2-5 4-4
第40条の4	○	学則第6条（学部、学科及び学生定員）に、本学の教育目的にふさわしい2学部2学科の名称を定めている。	1-1
第41条	○	「学校法人植草学園組織規程」により、必用とされる事務組織を設置している。	4-1 4-3
第42条	○	学生課を設置し厚生補導を行っている。	2-4 4-1
第42条の2	○	教育課程において、発達教育学部は「キャリア演習」、保健医療学部は各学年において体系的にキャリア構築としての科目を履修し、資質・能力の育成を図っている。事務組織としては、キャリア支援課を設置して就職支援を行っている。	2-3
第42条の3	○	「植草学園職員研修規程」を設け、学内研修は毎年8月、12月の年2回実施、外部研修は、専任職員を中心に計画的に参加させている。	4-3
第43条	—	該当なし（共同教育課程の編成なし）	3-2
第44条	—	該当なし（共同教育課程の設置なし）	3-1
第45条	—	該当なし（共同学科の設置なし）	3-1
第46条	—	該当なし（共同学科の設置なし）	3-2 4-2
第47条	—	該当なし（共同学科の設置なし）	2-5
第48条	—	該当なし（共同学科の設置なし）	2-5
第49条	—	該当なし（共同学科の設置なし）	2-5
第57条	—	該当なし（外国に設けた組織の設置なし）	1-2
第58条	—	該当なし（大学院大学の設置なし）	2-5
第60条	—	該当なし（新たな大学の設置又は薬学を履修する課程の修業年限の変更に伴う段階的整備なし）	2-5 3-2 4-2

植草学園大学

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2条	○	学則第53条（学位の授与）に定めている。	3-1
第10条	○	「植草学園大学学位規程」第5条（学位に付する専攻分野の名称）に、学部ごとに授与する学位に付記する専攻分野の名称を定めている。	3-1
第13条	○	学則及び「植草学園大学学位規程」に定めている。なお、学則は改正があれば文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第35条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第5条（役員）に、理事6人又は7人、監事2人を置くとともに、理事の互選により理事長を選出することを定めている。	5-2 5-3
第36条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第15条（理事会）に定めている。	5-2
第37条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第11条（理事長の職務）・第12条（理事の代表権の制限）・第13条（理事長の職務の代理等）・第14条（監事の職務）に定めている。	5-2 5-3
第38条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第6条（理事の選任）・第7条（監事の選任）に定めている。	5-2
第39条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第7条（監事の選任）において定めている。	5-2
第40条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第9条（役員の補充）において定めている。	5-2
第41条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第17条（評議員会）に定めており、評議員会は15人の評議員をもって組織している。	5-3
第42条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第19条（諮問事項）に定めている。	5-3
第43条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第20条（評議員会の	5-3

植草学園大学

		意見具申等) に定めている。	
第 44 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 21 条 (評議員の選任) に定めている。	5-3
第 45 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 39 条 (寄附行為の変更) に定めており, 適切に対応している。	5-1
第 46 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 32 条 (決算及び実績の報告) に定めている。	5-3
第 47 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 33 条 (財産目録等の備付け及び閲覧) に定めている。	5-1
第 48 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 35 条 (会計年度) に定めている。	5-1

学校教育法 (大学院関係) 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—		1-1
第 100 条	—		1-2
第 102 条	—		2-1

学校教育法施行規則 (大学院関係) 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—		2-1
第 156 条	—		2-1
第 157 条	—		2-1
第 158 条	—		2-1
第 159 条	—		2-1
第 160 条	—		2-1

大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 1 条の 2	—		1-1 1-2
第 1 条の 3	—		2-1
第 1 条の 4	—		2-2
第 2 条	—		1-2

植草学園大学

第2条の2	—		1-2
第3条	—		1-2
第4条	—		1-2
第5条	—		1-2
第6条	—		1-2
第7条	—		1-2
第7条の2	—		1-2 3-2 4-2
第7条の3	—		1-2 3-2 4-2
第8条	—		3-2 4-2
第9条	—		3-2 4-2
第10条	—		2-1
第11条	—		3-2
第12条	—		2-2 3-2
第13条	—		2-2 3-2
第14条	—		3-2
第14条の2	—		3-1
第14条の3	—		3-3 4-2
第15条	—		2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	—		3-1
第17条	—		3-1
第19条	—		2-5
第20条	—		2-5
第21条	—		2-5
第22条	—		2-5
第22条の2	—		2-5
第22条の3	—		2-5 4-4

第 22 条の 4	—		1-1
第 23 条	—		1-1 1-2
第 24 条	—		2-5
第 29 条	—		2-5
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		2-5
第 42 条	—		4-1 4-3
第 43 条	—		4-3
第 45 条	—		1-2
第 46 条	—		2-5 4-2

学位規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状 況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—		3-1
第 4 条	—		3-1
第 5 条	—		3-1
第 12 条	—		3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名，学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校，附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部，学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科，専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部，学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室，医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級，卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部，学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別，男女別，年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は，備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	・学校法人植草学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	・大学案内 UEKUSA 2019 GUIDE BOOK	
【資料 F-3】	大学学則，大学院学則	
	・植草学園大学 学則	資料 F-9 植草学園大学 規程集参照

植草学園大学

【資料 F-4】	学生募集要項，入学者選抜要綱	
	・植草学園大学・植草学園短期大学 入学試験要項 2019	
【資料 F-5】	学生便覧	
	・平成 30 年度履修要項	
【資料 F-6】	事業計画書	
	・平成 30 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	・平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ，キャンパスマップなど	
	・大学案内 UEKUSA 2019 GUIDE BOOK P8	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	・学校法人植草学園規程集，植草学園大学規程集	
【資料 F-10】	理事，監事，評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会，評議員会の前年度開催状況（開催日，開催回数，出席状況など）がわかる資料	
	・平成 30 年度 学校法人植草学園 理事・監事・評議員名簿	
	・平成 29 年度 学校法人植草学園 理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間），監事監査報告書（過去 5 年間）	
	・平成 25 年度～平成 29 年度計算書類	
	・平成 25 年度～平成 29 年度監事監査結果について（報告）	
【資料 F-12】	履修要項，シラバス（電子データ）	
	・平成 30 年度履修要項，平成 30 年度授業概要（シラバス）	シラバスは植草学園 大学ウェブサイト参照
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・発達教育学部発達支援教育学科：三つのポリシー	
	・保健医療学部理学療法学科：三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	・設置計画履行状況等調査及び改善意見等対応状況報告書（平成 27 年度・平成 28 年度）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	・平成 25 年度認証評価で指摘された事項への対応状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	・平成 30 年度植草学園大学履修要項 P. 91, P. 99, P. 105	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-2】	・植草学園大学学則第 1 条	【資料 F-9】に同じ
【資料 1-1-3】	・発達教育学部規程第 2 条	【資料 F-9】に同じ
【資料 1-1-4】	・保健医療学部規程第 2 条	【資料 F-9】に同じ
【資料 1-1-5】	・学校法人植草学園中期計画（UGPlan2018-2023）	
【資料 1-1-6】	・平成 30 年度（2018 年度）植草学園事業報告書	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	・発達教育学部発達支援教育学科：三つのポリシー	【資料 F-13】に同じ
【資料 1-2-2】	・保健医療学部理学療法学科：三つのポリシー	【資料 F-13】に同じ
【資料 1-2-3】	・「卒業認定・学位授与の方針」，「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン	
【資料 1-2-4】	・学校法人植草学園中期計画（UGPlan2018-2023）	【資料 1-1-5】に同じ

植草学園大学

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	・入学試験要項 アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-2】	・オープンキャンパス配付資料	
【資料 2-1-3】	・発達教育学部 面接資料（音読）	
【資料 2-1-4】	・発達教育学部 面接資料（記述）	
【資料 2-1-5】	・保健医療学部 面接資料（質問項目）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	・FD 研修会実施状況	
【資料 2-2-2】	・「授業科目履修状況確認票」および各専攻の「資質・能力自己評価票」	
【資料 2-2-3】	・ノートテイク講習会	
【資料 2-2-4】	・UD トーク研修会	
【資料 2-2-5】	・学校法人植草学園うるおい相談員一覧表	
【資料 2-2-6】	・フレッシュマンセミナーしおり	
【資料 2-2-7】	・トライアルコート概要	
【資料 2-2-8】	・平成 30 年度基礎理学療法見学実習の手引き	
【資料 2-2-9】	・地域理学療法実習 学外実習の手引き 2018 年度	
【資料 2-2-10】	・学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習, 総合臨床実習 I・II	
【資料 2-2-11】	・理学療法学科臨床実習指導者会議資料	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	・平成 30 年度基礎理学療法見学実習の手引き	【資料 2-2-8】に同じ
【資料 2-3-2】	・地域理学療法実習 学外実習の手引き 2018 年度	【資料 2-2-9】に同じ
【資料 2-3-3】	・学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習, 総合臨床実習 I・II	【資料 2-2-10】に同じ
【資料 2-3-4】	・平成 30 年度キャリア支援年間活動計画	
【資料 2-3-5】	・平成 29・30 年度第 3 学年評価学臨床実習前 OSCE 手引き	
【資料 2-3-6】	・平成 30 年度第 4 学年臨床実習後 OSCE 手引き	
【資料 2-3-7】	・平成 30 年度公立学校教員採用選考試験対策講座カリキュラム	
【資料 2-3-8】	・理学療法士国家試験対策プログラム（平成 30 年度）	
【資料 2-3-9】	・進路就職状況の概要	
【資料 2-3-10】	・平成 30 年度発達教育学部教員免許状申請・保育士資格取得者数一覧	
【資料 2-3-11】	・年度別教員・公務員採用試験結果合格状況一覧	
【資料 2-3-12】	・保健医療学部主な就職先	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	・学生生活ガイド 2018 年度版	
【資料 2-4-2】	・スカラシップ制度規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-4-3】	・学校法人植草学園奨学金規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-4-4】	・学校法人植草学園植草こう特別教育資金規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-4-5】	・植草学園大学・植草学園短期大学学費等取扱規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-4-6】	・サークル一覧	
【資料 2-4-7】	・健康管理室相談状況及び罹患状況	
【資料 2-4-8】	・大学における学生心理相談の概要	
2-5. 学修環境の整備		

植草学園大学

【資料 2-5-1】	・平成 30 年度講義室，実験実習室，演習室配置数根拠資料	
【資料 2-5-2】	・図書館利用状況	
【資料 2-5-3】	・トライアルコート概要	【資料 2-2-7】に同じ
【資料 2-5-4】	・授業科目と履修者数	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	・「学生生活満足度調査集計結果」	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定，卒業認定，修了認定		
【資料 3-1-1】	・履修要項	【資料 F-5】に同じ
【資料 3-1-2】	・学修時間に関するアンケート調査結果	
【資料 3-1-3】	・植草学園大学発達教育学部履修登録単位数の上限に関する細則	
【資料 3-1-4】	・発達教育学部 学年 GPA 値の推移	
【資料 3-1-5】	・発達教育学部における実習に係る履修要件に関する申し合わせ	
【資料 3-1-6】	・保健医療学部 学年 GPA 値の推移	
【資料 3-1-7】	・授業概要（シラバス）	【資料 F-12】に同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	・科目ナンバリング及び教育体系	
【資料 3-2-2】	・平成 30 年度発達教育学部教育課程	
【資料 3-2-3】	・発達支援教育学科の教育課程	
【資料 3-2-4】	・英語，国語プレースメントテスト概要	
【資料 3-2-5】	・学修時間に関するアンケート調査結果	【資料 3-1-2】に同じ
【資料 3-2-6】	・平成 30 年度第 3 学年評価学臨床実習前 OSCE 手引き	
【資料 3-2-7】	・平成 30 年度第 4 学年臨床実習後 OSCE 手引き	【資料 2-3-6】に同じ
【資料 3-2-8】	・学生生活満足度調査結果に対する回答	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	・模擬試験実施状況	
【資料 3-3-2】	・授業改善のための実態調査集計結果	
【資料 3-3-3】	・発達教育学部発達支援教育学科：三つのポリシー	【資料 F-13】に同じ
【資料 3-3-4】	・保健医療学部理学療法学科：三つのポリシー	【資料 F-13】に同じ
【資料 3-3-5】	・「卒業認定・学位授与の方針」，「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン	【資料 1-2-3】に同じ
【資料 3-3-6】	・平成 30 年度学生による授業改善のための実態調査実施要領他	
【資料 3-3-7】	・平成 30 年度授業報告書	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	・植草学園大学教授会規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-1-2】	・植草学園大学教授会規程細則	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-1-3】	・植草学園大学運営協議会規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-1-4】	・学校法人植草学園組織規程	【資料 F-9】に同じ

植草学園大学

【資料 4-1-5】	・植草学園中期人事基本方針 2018	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	・植草学園大学教員選考規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-2-2】	・植草学園大学教員資格審査内規	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-2-3】	・植草学園大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程	【資料 F-9】に同じ
4-3. 職員の研修		
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	・平成 30 年度 研究倫理に関する説明会資料	
【資料 4-4-2】	・学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-4-3】	・学校法人植草学園公的研究費取扱細則	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-4-4】	・植草学園大学研究倫理委員会規程	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-4-5】	・植草学園大学研究倫理審査実施細則	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-4-6】	・研究倫理審査の手引き及び申請書記載要領	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-4-7】	・学校法人植草学園ホームページ http://www.uekusa.ac.jp/education_research/research_activities/animal_experiments_relationship	
【資料 4-4-8】	・平成 30 年度教員研究費及び教員研究旅費の取扱い	
【資料 4-4-9】	・平成 30 年度共同研究実施配分額一覧	
【資料 4-4-10】	・平成 30 年度 研究ブランディング事業研究計画予算配分	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	・学校法人植草学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-2-2】	・平成 29 年度理事会開催日一覧	【資料 F-10】に同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	・平成 30 年度評議員会開催日一覧	【資料 F-10】に同じ
5-4. 財務基盤と収支		
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	・学校法人植草学園 経理規程	【資料 F-9 に同じ】
【資料 5-5-2】	・学校法人植草学園 経理規程施行細則	【資料 F-9 に同じ】
【資料 5-5-3】	・学校法人植草学園 物品管理規程	【資料 F-9 に同じ】
【資料 5-5-4】	・学校法人植草学園 固定資産管理規程	【資料 F-9 に同じ】

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	・IR レポート	
【資料 6-1-2】	・植草学園大学教学改革推進センター規程	【資料 F-9 に同じ】

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	・植草学園大学点検評価規程	
【資料 6-2-2】	・植草学園大学教学改革推進センター規程	【資料 F-9 に同じ】
6-3. 内部質保証の機能性		

基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域との連携・協力に関する方針と方策		
【資料 A-1-1】	・子育て支援・教育実践センター利用案内	
【資料 A-1-2】	・公開講座リーフレット	
【資料 A-1-3】	・若葉区との連携協定書	
【資料 A-1-4】	・若葉区と植草学園大学・短期大学との連携に関する事業実績	
A-2. 地域との連携・地域への貢献の具体性・継続性		
【資料 A-2-1】	・子育て支援・教育実践センター利用状況	
【資料 A-2-2】	・公開講座利用状況	

※必要に応じて，記入欄を追加・削除すること。